

災害対策特別委員会会議記録

災害対策特別委員長 佐々木 順一

1 日時

平成 23 年 7 月 12 日（火曜日）

午後 1 時 33 分開会、午後 8 時 25 分散会

（うち休憩 午後 1 時 38 分～午後 1 時 41 分、午後 3 時 38 分～午後 3 時 57 分、午後 5 時 59 分～午後 6 時 36 分、午後 6 時 40 分～午後 7 時 55 分）

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

佐々木順一委員長、千葉 伝副委員長、吉田洋治委員、渡辺幸貫委員、伊藤勢至委員、

佐々木一榮委員、及川幸子委員、田村 誠委員、佐々木 博委員、工藤大輔委員、

新居田弘文委員、千葉康一郎委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、三浦陽子委員、

関根敏伸委員、五日市 王委員、中平 均委員、高橋昌造委員、喜多正敏委員、

高橋 元委員、郷右近 浩委員、岩渕 誠委員、小野 共委員、高橋但馬委員、

菊池 勲委員、佐々木大和委員、小野寺研一委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、

平沼 健委員、工藤勝子委員、嵯峨耄朗委員、熊谷 泉委員、岩崎友一委員、

飯澤 匡委員、亀卦川富夫委員、及川あつし委員、高橋博之委員、工藤勝博委員、

吉田敬子委員、小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤 信委員、

小野寺 好委員、阿部富雄委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

及川事務局次長、高坂総務課総括課長、菊池議事調査課総括課長、安部政務調査課長、

岩渕議事管理担当課長、多賀主任主査、栗澤主任主査、菊池主査、熊原主査

6 説明のために出席した者

(1) 岩手県東日本大震災津波復興計画案について

廣田復興局副局長、平井復興局副局長、佐々木復興局参事、宮復興局総務課総括課長、
大平復興局企画課総括課長、伊藤復興局産業再生課総括課長、

鈴木復興局生活再建課総括課長、森復興局企画課計画課長、

鈴木復興局生活再建課被災者支援課長、小山総務部総合防災室長、

越野総務部総合防災室特命参事、阿部政策地域部政策推進室調整監、

伊勢環境生活部環境生活企画室企画課長、高橋保健福祉部保健福祉企画室企画課長、飛鳥川
商工労働観光部商工企画室企画課長、小岩農林水産部農林水産企画室企画課長、及川県土整
備部県土整備企画室企画課長、石川教育委員会教育企画室企画課長

(2) 請願陳情に係る審査について

平井理事兼復興局副局長、伊藤復興局産業再生課総括課長、

鈴木復興局生活再建課総括課長、小山総務部総合防災室長、

越野総務部総合防災室特命参事、宮元総務部総合防災室防災危機管理監、

玉懸環境生活部環境保全課総括課長、佐藤環境生活部県民くらしの安全課総括課長、久喜環境生活部県民くらしの安全課消費生活課長、

野原保健福祉部医療推進課総括課長、飛鳥川商工労働観光部商工企画室企画課長、松川商工労働観光部経営支援課総括課長、小岩農林水産部農林水産企画室企画課長、紺野県土整備部下水環境課総括課長、

平藤教育委員会スポーツ健康課首席指導主事兼総括課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 現地調査結果について

(2) 岩手県東日本大震災津波復興計画案について

ア 復興本部からの説明

イ 質疑

(3) 請願陳情に係る審査について

(4) 次回の委員会について

(5) その他

9 議事の内容

○佐々木順一委員長 ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、先月 13 日から 21 日まで県内 8 カ所で実施いたしました現地調査結果につきまして、お手元に配付いたしておりますので、私から御説明いたします。

今回の当委員会の現地調査の目的は、被災地の状況を把握するとともに、現地のさまざまな分野の方々からの御意見や御要望をお聞きし、委員会として今後の救援、復旧、復興に係る政策提言を取りまとめ、執行部に要請していくために実施したものであります。

このため沿岸地域を広域振興局及び地域振興センターを単位に 4 ブロックに区分し、各ブロック 2 会場の計 8 会場に、各市町村及び市町村議会、産業、福祉分野など各分野の代表者にお集まりいただき、出席委員からの質疑を交えつつ、被災地の生の声を伺ってまいりました。

各会場においては、各市町村長を初め各分野の関係団体の代表者から、被災市町村への強力な財政支援を初め、速やかな災害廃棄物の処理、防潮堤など損壊した防災施設の早急な復旧、三陸縦貫道など交通ネットワークの整備の推進、雇用の確保を含む仮設住宅移動後の生活支援、流通、加工も加えた農林水産業の全面的な再建支援、二重ローン対策など商工業及び観光業の復旧支援、新たなまちづくりに向けた国、県の対応など多岐にわたり延べ 396 件の貴重な意見、要望をいただいたところであります。

なお、全体的にスピード感を持った施策展開、被災者目線による支援策の実施などが取り組み全般にわたる課題として強く求められているという印象を強く感じたところであります。

以上、現地の各会場の結果を踏まえ、委員長としての所感を含め、まとめさせていただきました。今後この内容につきましては、委員会として知事に正式に情報提供したいと考えております。

なお、今後の特別委員会の進め方としては、世話人会を数回にわたり開催して提言案を検討し、検討結果を委員各位に御報告しながら案を取りまとめ、次回の委員会で政策提言案を御検討いただくこととしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 ほかに御意見ありませんか。質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、異議なしということですので、最初に今回の現地調査結果は当職と千葉副委員長から、委員会を代表して知事に情報提供することといたしたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 次に、現地調査結果を踏まえた政策提言案については、世話人会で提言案を取りまとめ、次回の委員会で委員の皆様にご協議していただくこととしてはいかがかと考えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 それでは、政策提言の取りまとめ案の作成につきましては、世話人会に御一任いただくことといたします。

なお、世話人会で議論された内容につきましては、委員全員に報告させていただきます。

次に、日程2、東日本大震災津波復興計画案についてに入りますが、執行部が入室しますので、しばらくお待ち願います。まだ全員そろっていないようでありますので、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○佐々木順一委員長 それでは、再開いたします。

次に、日程2、東日本大震災津波復興計画案について、執行部から説明を願います。

○平井理事兼復興局副局長 それでは、私から岩手県東日本大震災津波復興計画復興基本

計画案の策定について御説明申し上げます。その前に、ここに到着するのが遅くなり大変申しわけございませんでした。

今定例会に策定の御報告をさせていただきました岩手県東日本大震災津波復興計画復興基本計画案について、その概要を説明させていただきます。お手元に配付しております岩手県東日本大震災津波復興計画復興基本計画案の策定についてをごらんいただければと思います。県では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波、その後断続的に発生した余震による大震災からの復興を進めるため、6月9日、岩手県東日本大震災津波復興計画復興基本計画案を策定したところです。この計画案は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、岩手県東日本大震災津波復興委員会等における専門的な審議や市町村等の意見などとの議論を重ねて県として策定いたしました。

まず、計画の名称は東日本大震災津波復興計画であります。計画期間につきましては、迅速な復興の実現を目指すとともに、平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から平成30年度までの8年間としています。計画の構成は、復興に向けての目指す姿や原則、具体的取り組みの内容を示す復興基本計画と、施策や事業、工程表等を示す復興実施計画の二つの計画で構成しております。復興実施計画につきましては、第1期の3カ年を基盤復興期間、第2期の3カ年を本格復興期間、第3期の2カ年をさらなる展開への連結期間と位置づけ、迅速かつ着実な復興の取り組みを進めてまいります。

計画では、科学的、技術的な知見に立脚した上で、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域をつくり上げるため、復興の目指す姿として、いのちを守り海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造を掲げております。

また、復興の原則として、まず安全を確保した上で、被災者が希望を持ってふるさとに住み続けることができるよう、安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生の三つを挙げております。この三つの原則のもとに、10分野280組の具体的な取り組みを位置づけ、さらに復興を象徴するリーディング・プロジェクトとして三陸創造プロジェクトを掲げております。現在この復興基本計画案についてパブリックコメントを実施しているほか、被災市町村など県内市町村での地域説明会を予定しており、いただいた意見等を踏まえ、改めて県議会に承認議案として提出させていただきたいと考えております。

○佐々木順一委員長 ただいま説明のありました東日本大震災津波復興計画案について、質疑、御意見等ございませんか。

○斉藤信委員 大変ボリュームのある割には簡潔な簡単過ぎる説明で、せっかくこれだけ立派なのをつくったのだから、もう少し説明したらいいと思いますよ。今の話は説明にならないですよ、こんなのは。しかし、その上でお聞きをします。

まず、一つに、復興に向けた三つの原則ということで、安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生と、私は、三つそれぞれは間違っていないと思います。ただ、安全を確保した上で、暮らしを再建し、なりわいを再生すると。全体としてこの構想は安全から入っているのですね。私はそうでないと思うのですよ。やっぱり被災者の生活再建を緊急最大の目的にして取り組まなかったら、安全なまちをつくったけれども、住む人がいなくなったと、こういうことあり得るのですよ。そこで生活が確保できない、仕事が確保できなかったらこの半年、1年の間に住む人がいなくなってしまう。私は、何よりも暮らしの再建、被災者の生活再建というのを最大の課題にして、なりわいの再生、そしてそれとあわせて安全なまちづくりを進めるべきではないか、これは第1点の質問です。

そして、安全のところから入っていますから、結局ここで何が提起されているかということ、交通ネットワークの中で三陸縦貫道とか、高規格道路というのが最優先課題で、県も国に真っ先に呼びかけたのはそうでしたね。私はそうでないと思いますね。被災地で破壊された国道、鉄道、三陸鉄道が早急に復旧されなかったらまちづくりができないのですよ。私は、やっぱり破壊された生活の足である、まさに命の足である国道45号線や三陸鉄道やJRが高規格道路とか三陸縦貫道よりも優先して整備をされる。そうしないと市町村のまちづくりのプランがつかれません。三陸北縦貫道、八戸・久慈自動車道を含めると、今まででだって2,000億円の事業費ですよ。私は税金の使い方として、大変な大きなお金をそこに最優先にするということになってしまうのではないかと。そうではなく、被災地の復興こそ最優先の課題にすべきだと、これが第2点の質問です。

第3点は、これは災害対策特別委員会で陸前高田市に行ったときにも指摘をされました。県立高田病院を早く再建してほしいと。私が直接県立高田病院の院長に会ったときには、仮設診療所も入院ベッドが欲しいのだと。しかし、この8年計画の基本計画案には県立病院を再建整備するという一言もないのです。仮設診療所を整備するだけにとどまっているのです。そして、そこでは何と言っているかということ、新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健医療・福祉施設を整備すると。人口が減ったら病院の整備は必要ないのではないかと、こう読めるような提起で、緊急的な取組、短期的な取組、中期的な取組って書いていますが、短期的な取組で平成23年中に地域医療機関の仮診療所を整備する。中期的な取組は白紙です。8年以内に県立高田病院、県立大槌病院、県立山田病院全部を再建すべきではないでしょうか。なぜそのことが明記されないのか。県立高田病院の院長はこう言っていましたよ。入院病棟が必要でないと言うなら、私は今すぐ

にでもやめますと、必要だと。最近仮設診療所を整備した県立山田病院の院長も、入院病床を持った病院の再建が必要だと、もちろん県立大槌病院もそうです。なぜこれが欠落したのか。私は、そこに意図があるのかどうなのか、これを示していただきたい。

あと最初の質問の最後にしますけれども、復興の主体について、ここでは私は地域住民が復興の主体だと思っていますが、この計画の2ページ目ですけれども、復興に当たって、県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組む指針だと。しかし、あの地域住民、いわば決定に関与する地域住民、有権者である地域住民が主体であって、さまざまなそういう構成団体と連携、協力して進めるといのが私は正しい規定だと思うのです。主体があいまいなのです、これでは。そういう意味で、私は今のような点をしっかり明記する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○平井理事兼復興局副局長 1点目、安全ということと暮らしの再建ということの兼ね合いということでございますけれども、やはり復興計画は8年に及ぶ計画期間が全体のコンセプトでございますので、多数の死者を出した今回の災害の結果を踏まえれば、やはり安全な暮らし、安全な地域を再建するというを第一に置かざるを得ないというような考えでございます。その上で、なりわいの再生ということも非常に重要と考えております。これは地域づくりを終わってからなりわいという意味ではございませんで、当面のなりわいの場も確保しながら地域づくりの計画を立て実行していくという意味でございます。そのために、仮設の店舗や仮設商店街というようなコンセプトも具体的な施策の中で出している次第でございます。

2点目でございますけれども、三陸縦貫道と国道、三陸鉄道、JR等とのバランスでございます。地域づくりのかぎを握っているのが国道、JR、三陸鉄道というのはそのとおりではあるかと思えます。ただし、これらは地域の骨格を直接的に決める要素でございます。これらの三つのほかに防潮堤の設計などもそうなのですけれども、それらはすぐに我々が設計図を出して、すぐに予算を要望して、はい、つくりますというわけにはまいりません。やはり将来にわたってまちの骨格を決めるものですから、しかるべき手続を踏んで市町村を中心に、しかも住民の参加をしっかりと願った上でその計画を立てていただく必要があると、そのやりとりの中で我々はそれぞれの施設の計画を立て予算要求をしていくということかと思えます。三陸縦貫道につきましては、今回命の道路としての役割を果たしたということでございまして、発災直後から市町村長からの早期整備への声が高かったわけでございます。したがって、ほぼルートが内陸側に推定できる三陸縦貫道につきましては、今回被災した地区とは直接の関係を持たないために早期に復興構想会議などで要望の声を上げてきたところでございます。

3点目、県立高田病院につきましては、担当の課長から答えさせていただきます。

復興の主体でございますけれども、地方自治体やNPO等を挙げてございます。復興の真の主体が市民あるいは県民ということはそのとおりでございますが、それを直接に言うことは、ただその言葉で終わってしまうということでございます。我々は県として復興計画を立てるに当たり、県というよりは市町村並びにNPO等の各種のいろんな主体が協力を合っつけていくのだというようなことを強調したいがために、そういう文章を入れた次第でございます。

○佐々木復興局参事 それでは、三陸鉄道の復旧関係については私のほうから述べさせていただきます。

前回の災害対策特別委員会の際に、官庁速報で補助率が国土交通省4分の3ということで、そのうち新聞報道になるかもしれませんということをこの場で私がお答えしたわけですが、そのとおり新聞報道にはなったのですが、実はこの4分の3という補助率につきましては、国土交通省が財務省に対して要求するスタンスだということで、必ずしも国の予算で補助率が4分の3に引き上げられるということが現時点で確約されてございません。そういうことで我々は非常に危機意識を持って国のほうに対して再三再四、県選出国會議員初め関係省庁、国土交通大臣、財務大臣のほうに知事が先頭になって要望しているところでございます。しかしながら、2次補正予算もまだ確定していない状況の中で3次補正予算の時期が確定しないということで、時期がおくれればおくれるほど三陸鉄道の営業ができなくなるということで、今回6月補正予算でつなぎ融資を提出してございますけれども、非常に厳しい経営状況下に置かれているということで、県と沿線市町村でもって何とかこの危機を打開しつつ、住民の生活のための三陸鉄道を守ろうということで努力しているところでございます。

それから、JRの在来線につきましては、東北運輸局が中心になりまして、国、県、市町村、JRなどがメンバーとなって情報交換を行うJR山田線復興調整会議なるものを設置してございます。これは順次山田線のみならず各線についても県、関係市町村と一緒にあって、まさにまちづくりと一体となったJRのあり方というものを考えていかななくてはならないという考え方で臨んでございます。JRについてはやはり損害額も非常に大きくて、1キロ当たり3億円未満くらいではないかということで、今の時点で県内のJRの沿線が約350キロということで1,000億円弱くらいの被害額ということなので、JR東日本も腰を据えてかからないと計画策定に手間取るという話を伺っているところでございます。

○高橋保健福祉企画室企画課長 医療提供体制についてのお尋ねですので、保健福祉部か

ら答弁いたします。

今時点で医療施設の復旧、復興に関する具体的な取り組み項目としましては、単なる原形復旧ではなくて高台への移転等まちづくりと連動した整備であるとか、災害対応機能の強化あるいは遠隔医療を含めました保健医療・福祉ネットワークの再構築、地域の医療、介護の充実を図る地域包括ケアシステムの構築といったことを考えておりまして、今後実施計画案等を詰めていく中で、さらに具体化を図っていこうと考えているところでございます。現時点におきまして、被災地では徐々に地元の医療機関が再開しているところであります。医療提供体制は、医療チームによる災害医療救護から、地域の実情に応じて一部医療支援チームによる支援も継続しつつ、仮設診療所あるいは地元医療機関の医療提供体制への移行を進めているところであり、このための仮設診療所等の設置による診療場所の確保であるとか、医療スタッフの派遣支援を現在重点的に進めているところでございます。また、この間に新しいまちづくりに対応した医療機関の復興や医療提供体制の構築に向けて検討を進めていくことが重要であると考えているところであります。

なお、入院機能がないことについてのお話もございましたが、これまでも医療救護チームの医療活動については、適宜医療機関の受診が必要な患者については後方の病床へ移送して行ってきたところでありますが、これから診察を中心とした応急的な医療から、医療機材等を備えた一定の検診診療機能を持った施設による医療の提供体制へ移行を進めていく必要があると考えておりまして、こういった診療において入院が必要な患者については、地域の病院であるとか、2次救急医療対応の病院、さらには内陸部等の病院に搬送を行うこととしておりまして、これらの病院における空き病床も相当数確保はされているところでございます。今後県全体での医療の連携によって、まず被災者等の医療の確保を図ってまいりたいと考えるところであります。

○斉藤信委員 三つの原則、私は一つ一つ間違っていないと思うのですよ。ただ、その復興計画案は安全が第一と、やっぱりこれだと順番が違ってくると、被災者の生活再建、これをやっぱり第一に据えて被災者がふるさとで、被災地で復興の主体になるということが私は復興基本計画ではきっちり位置づけられるべきだと。安全なまちということでお聞きしたいのだけれども、中央防災会議は減災の考え方を打ち出しているわけですね。多重防災型の安全対策というのは大体同じことを計画では言っているのだけれども、問題はどのレベルで安全なまちをつくっていくか。私は2段階あると思いますよ。ほとんど防潮堤、防波堤が破壊されている中での緊急応急対策、これをとらないと台風にも対応できないということになりますから。もう一つは、10メートル前後の防潮堤を整備していくとなれば、これは一定の期間が必要なことになるのですよね。だから、私は2段階でこの安全のまちづくりというのは進めるべきだと。津波防災技術専門委員会の状況も拝見しておりますが、ど

ういうレベルで岩手県はこの安全なまちを進めようとしているか改めて。今回の震災規模ではないだろうと思うのですよ。千年に1度と言われるような震災の規模はどのようなレベルで安全対策を講じようとしているか、これをまず改めてお聞きしたいことです。

あと二つ目に、県立病院の問題についていろいろ今答弁ありましたが、私指摘したのは、いいですか、8年計画で中期的な取り組みというのまで三つの段階分けてやっているのに、県立病院については3段階目が空白だと言っているのですよ。仮設診療所の整備までは書いているけれども、8年間に県立病院を再建するということは書いていないのです。欠落しているのではないか、書き忘れたのではないか。そして、県立高田病院のことで言いますと、実は4月から病床をふやして2病棟90床体制で進める予定だったのですよ。高齢者の急性期医療を中心にして黒字に転換になって、それで2病棟90床に病床もふやすというのが県立高田病院だったのです。だから、私は、本当は仮設診療所の段階でも入院病床を整備すべきだと思うし、ましてやできるだけ早く病院を再建すると。きょうの新聞報道だと、きのうの常任委員会の審議だと思いますが、仮設診療所は二、三年だと言うのでしょうか。二、三年だったら3年後、4年後どうするのですか。病院を再建するという方向を打ち出して、場所、その他は市町村と協議して高台の安全なところとなると思うけれども、なぜそこが全然明記されないで空白なのかと、そこに意図があるのではないかと私は言っているのです。

三つ目の問題は、三陸鉄道で高いレベルで復旧するためには180億円かかると。高速の無料化で月50億円ですよ。4カ月たったなら三陸鉄道の復旧はできると、私はこういう点でも県は努力しているから応援しますけれども、やっぱり今々復旧すべきJRや三陸鉄道や国道を最優先すべきだと。まちの復興プランも年内には各市町村つくるのですよ。それまでに国道をどのように再整備するか、JRはどのような路線でということになると思います。これは時間がかかる話ではないのですよ。

それで、平井理事にお聞きしたいけれども、あの三陸縦貫道は大きな役割を果たした復興道路だった。私もそう思います。しかし、これの総事業費と今までの県の負担分を示してください。莫大な事業費なのです。私は、優先順位として、毎日使うべき国道やJRや三陸鉄道を財源の問題として最優先すべきではないのか、このことを提起しているのです。

あと最後に、産業再生では一番柱になるべき水産業の復興、今どういう状況までいっているのか、きのうの議論では養殖の整備などが県の予算の倍以上の要望が出て私はうれしい悲鳴だと思うのですよ。それだけ復興の意欲が、県が考えた以上に出ているとすれば、思い切ってこれは新たに補正をしてでも、そういう復興の願いにこたえるべきではないのか。水産業の復興の取り組みの状況をあわせて示していただきたい。

○平井理事兼復興局副局長 1点目、減災の考え方についてでございますけれども、復興基本計画案では、過去最大の津波の高さを目標に、その津波防災施設を建設するのが望ましいと書いてございます。しかし、それが地形条件とか社会、環境に与える影響の観点から、あるいは費用の観点から現実的ではない場合は、おおむね百数十年程度で起こり得る津波の高さを海岸保全施設の整備目標とするということにしております。減災の考え方というのは、その後者のケースにおきまして津波が防災施設を越えてくることが想定できるわけでございますので、まちづくりとかあるいはソフト対策で再び少なくとも人命は失われないようにしようと、あるいは建物被害を最小限にとどめようという考え方でおきまして、本復興基本計画案もその考え方をとっているところでございます。

それから、三陸縦貫道の総事業費につきましては、まだルートも確定していない状況でございますので、確実な数字を申し上げることができません。ただし、オーダーといたしましては数千億円ということになるかと思っております。これまで負担しました県の負担ということにつきましては、申しわけございませんが手元でございますので、後ほど御報告させていただきたいと思っております。

○高橋保健福祉企画室企画課長 医療局での復興に向けた対応の考え方としましては、いずれ県の復興基本計画案に掲げております新たなまちづくりに連動した災害に強く質の高い保健医療・福祉提供体制を整備するとの考えのもと、今後地元市町や関係機関などの御意見を伺いながら、被災地域の医療提供体制の確保が図られるよう取り組みを進めていくというものでございます。保健福祉部としましても、必要な国からの財政支援等について積極的な働きかけをしてまいりたいと考えております。

○伊藤産業再生課総括課長 水産業の取り組みの状況ということでございます。

6月の臨時議会におきまして議決いただきました第3号補正に基づきまして、漁船、それから定置網、養殖施設、製氷冷凍施設等陸上施設、これについて漁業者の要望等を聞いている最中でございます。復興基本計画案にも書いてございますが、漁協を核とした漁業、養殖業の構築、それから産地魚市場を核としました流通加工の整備、これらを一体的に取り組むため、現在漁協等から要望を聴取しているところです。その中で養殖施設についてですが、委員おっしゃるとおりうれしい悲鳴にもなるのかと思っておりますけれども、予算を措置した施設台数を上回るような要望がまいてございます。今後は、第1に生産に結びつくのはワカメ、昆布が来年の春、生産に結びつきますものですから、これの整備を主体としまして、各漁協の実情を勘案しながら施設台数を調整してまいりたいと思っております。今回の補正におきまして県の上積みの補正もしまして、県段階で9分の7の補助率を確保したと、このことが漁業者がやる気が出た一つの要因ではないかなと考えてございまして、これを契

機として多くの漁業者が漁業を再開してほしいなと思っております。

○及川県土整備企画室企画課長 河川堤防や海岸防潮堤の被災によって、今後応急措置として急がれる2次災害防止のための対策でございますけれども、今回の地震津波により当部で所管しております防潮堤や河川堤防のうち18カ所において破堤等が生じ、うち居住可能な集落や家屋が残っている地域、地域生活の復旧、復興のため対応が不可欠な地域等を中心に、高波や高潮等の浸水対応として13カ所について大型土のうや捨て石による応急工事が必要となっております。工事の進捗状況ですけれども、大槌川等8カ所の応急工事については既に完了しております。現在高田海岸等残る5カ所についても9月の台風期までには終了させる予定でございます。

○伊藤勢至委員 まず、この復興基本計画案を6月8日に初めて拝見をいたしました。我々は地元にあつてどういうことで地元の皆様に夢を与えられるか、こういうことがこれから起こってきますから頑張りましょうと、そういう話をしていかなければならないと思っておりましたときに非常にいいものを、しかもハンドメイドでつくっていただいたということに対して敬意を表したいと思えます。我々は、かつて競馬がおかしくなった際に、日本総研というところに2,000万円を払って運営計画や何かをつくってもらったけれども、いいところ取りばかりされて2,000万円だけ持たれて帰られたという経過があるわけですね。私は、そういったことも含めて、あえて本会議場でこういった復興計画を〇〇総研、あえて言いましたけれども、そういうところを使った丸投げでなかったということについて本当によくやってくれた。私はそのように思っております。大体ハンドメイドでないと読んでいくとわかるのです。聞いたことがないような横文字がいっぱい出てきて、あっ、これはどうもハンドメイドでないなとわかったときは大体そうなのです。目通しますと、今までに出てきている文言とか、あるいは各地域がこれまで抱えてきた問題をよくわかっていると思っておりますので、非常によかったと思っております。

問題は、こういったものをこれから具現する年代というのは50代、40代、そういうことになっていこうと思えますし、現地にあつてもそういう年代の方々なのです。そういうところにありまして我々、先ほどの斉藤信委員とも何ぼも離れていませんが、我々は夢のある読み方をするべきだと思っております。これは自分なりの勝手な判断ですが、20ページのこの図面を見ると、これは宮古湾をあらわして、奥がこれは津軽石川をあらわしているな。三陸縦貫道がこの弘川のあたりに来て三陸縦貫道のおり口が出るな、なるほど、私はこのように見ていきたいと思つていまして、もしそうであれば話が展開をしていくのです。だから、見方によっていろんなことがあると思つていますが、そういうことを、そうですねとか、違いますよねという確認はしませんけれども、こういうものを夢にしながら次の世代に新しい考えを送っていかなければならない、そのように私は思うのです。

発災4カ月してまとまったということですから、大分御苦勞されたと思いますが、これをまとめるについての御苦勞といたしますか、そういうところがどのような点があったかというのを、まず一つ伺っておきたいと思います。

○平井理事兼復興局副局長 これをまとめるに当たっての苦勞ということですが、まず御指摘のようにハンドメイドで職員が書いたと、この図面も含めて書いたということですが、その職員のそれぞれの分野での大変な情報収集力と、それから交渉力が生かされた結果であると考えてございます。それから、最初に知事のほうから指摘がありましたのは、確かな技術的な所見に基づいて具体的な話をしなさいということですが、それに基づきまして、御指摘いただいた図面ですとか、あるいは後半の具体的なプロジェクト、事業名をでき得る限り書き込んでいったわけですが、ここにおいても各一部局とのやりとり、それから専門家とのやりとりに非常に時間を費やしたというか、精力を使ったということが挙げられようかと思っております。

○伊藤勢至委員 今仮設住宅あるいは瓦れきの処理、それも非常に大事なことであります。このステップを踏まないとなりが始まらないかもしれません。だけれども、この戦いは恐らく10年、15年のスパンに及ぶものだと考えますとき、あくまでもこれは一過性のものでありますので、しかもまだこの発災以来4カ月しかたっておりません。ということは、まだこれから夏、秋、冬、春という部分が来ますので、これが来て初めて1年間を今のような状況で過ごしたときに、どこがよくて、どこが足りなかったかというのはこれからまだまだ出てくると思っています。したがって、この時点で丸1年終わっていない中で何ら一喜一憂することはできない。来るべきものが来たときにはそれに対応しなければならない。それ掛ける5年、10年という計画でやっていけばいいのだと思います。ある程度の目先のすぐやらなければならないものはそのとおりですけれども、やはり春夏秋冬1年という流れが来る、あるいは5年、10年、そういったものの積み重ねになっていく。そういう長期スパンも考えてペース配分をしておきませんか、事は100メートル競争でなくて42.195キロのフルマラソンのコースを走っていく復興計画になるのだらうと思っておりますので、焦るな、しかしとまるな、郷土の先輩が言いましたけれども、そういうことでやっていくべきだと思います。

それから、最後に気になっておりますのは、この岩手県がつくった計画を具現するのはあくまでも市町村です。場面、場面でそのように言われますが、実はありがたい面がありますけれども、実際ゆるくないのですよ。相当被災をしているところには、自治体の力というものが相当落ち込んでいます。やりたい気はあるのだけれども、やらなければならない仕事が多過ぎて復興のほうまで目が向かないというのがあるのかもしれない。したがって、プライドとか、テリトリーとか、そういうことの枠を本当に外していただいて、表に立つのは

市町村で結構、だけれどもこれを早く進めないと次なる世代が残ってくれませんよ。次なる世代をこの地に残せるように水産でも漁業でもやっていけるように、あなた方の頭でいいですから一緒にやりましょうと言って、もっと踏み出してこの市町村を支えていただきたいと思います。その結果として、市町村が、おれがやったのだと言うならそれで言わしておけばいいではないですか。そのくらいの幅が県にあっていいのだと思います。ここから先は市町村だという投げ方をしないで、ええ格好しいをしないで、ぜひひとつ長靴を履いて現場に入って一緒にやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○平井理事兼復興局副局長 市町村主体の復興ということにつきましては、県はこの計画あるいは実施計画をもって市町村に投げるといような意味では決してございませんで、とりわけ行政機能が毀損した市町村の現状を考えれば、市町村が主体で考えていただくのだけれども、それを助けるための技術的あるいは行政的な支援、人的なもの、それからデータの的なものを含めてそういうことをこれからどんどんやっていかなければいけないと考えてございます。

それから、県とか国とかJRが管理しているインフラストラクチャー、あるいは産業のようなものもそれぞれに復興を図らなければいけないわけで、それについてはそれぞれ県を含めた市町村以外の主体が鋭意計画をつくって市町村とやりとりをしていくと、そういう中で市町村が物事を考える骨格を一つ与えていくということも重要かと思ひまして、その両面を通じた意味での市町村主体の復興ということを心がけていきたいと考えてございます。

○及川幸子委員 こういう復興基本計画案、本当に御苦労さまでございます。この計画案ができるためには、やっぱり古きものを何とかしなければならぬと思っております。私どもの現場視察で地元の方々と意見交換したそのときに教育関係者の方々から、学校の解体費用1校1億円ぐらいかかるけれども、国では全然見てもらえない、これを市町村でやっていかなければならないということで、大槌町4校、4億円かかるということでございました。やっぱり毎日それを見ていくのは忍びないということで、その点についても復興基本計画案、立派なものがありましたけれども、そういうものについてはどのように支援をしていこうとするのか、お答えいただきたいと思ひます。

○石川教育企画室企画課長 ただいまお話がございましたように、市町村立小中学校をどのように復興していくかにつきまして、いまだ国の補助の対象になっていない部分もあるものですから、粘り強く国のほうに補助の対象となるように要望しているところでございます。

○及川幸子委員 全国から多くの義援金が寄せられて本当にありがたいことだと思っておりますが、その使い道がなかなか市町村ではばらつきがあるということでございます。その義援金についてはどのようにまた市町村を指導していこうとするのか、教えていただきたいと思っております。

○鈴木生活再建課総括課長 国から参ります義援金と県の義援金につきましては、県の配分委員会のほうで御審議いただきまして既に2次配分まで終了させていただいております。各市町村におきましては、各市町村の御事情によりまして、それぞれの御判断によって配分をしていただいているところでございます。

○及川幸子委員 市町村の判断と言いますけれども、なかなか判断がままならなくて、被災者の方々はもうじれったく、一体どうしているのだというところもあるようですが、そういうところは把握なさっているでしょうか。

○鈴木生活再建課総括課長 個別の市町村の義援金の配分状況については把握をしておりますが、それぞれさまざまな御要望は寄せられております。それについては承知しております。例えば今お話ございましたように、事業者の皆様方から事業のほうに配分していただけないかという話でありますとか、さまざまちょうだいしております、それは県のほうにも寄せられておりますし市町村のほうにもいただいているということでございます。それぞれの市町村における御事情、義援金の――どの程度ちょうだいしているかということにもよりますけれども、その状況に応じて適切な配分が行われることをお願いしたいと考えているところでございます。

○及川幸子委員 先ほど1番目に申し上げました学校の解体費、そういうものも教育委員会を通じて市町村に任せていると思っております。しかしながら、これは義援金にやっぱり頼れる部分もあるのかなと思っておりますが、そういう一体的な考え方はできないのでしょうか。

○鈴木生活再建課総括課長 私どももそうでございますし市町村もそうでございますけれども、皆様方から寄せられるお金は大別して二通りございます。義援金と申しますのは、基本的に被災者の皆様方への御支援ということで御活用いただきたいということで義援金ということでちょうだいたしますし、もう一方寄附金というのがございます。これは県でありますとか市町村の行政の施策に活用していただきたいということで、寄附金ということでちょうだいするものもございます。寄附をされる皆様方が市町村の行政、例えば解体費用等に御支援するというようなことであれば、寄附金ということでちょうだいするという方法はあろうかと思っております。

○及川幸子委員 ありがとうございます。そういうことであれば、これから寄附金の使い方、まだまだ要望もあろうかと思imasuので、国に向けても積極的に解体する費用の創出について全面的に頑張ってくださいと思います。

○高橋博之委員 三つお願いします。

一つが、この地域コミュニティーの再生の部分なのですが、緊急的な取り組みの部分で、高齢者や障害者等の孤立化の防止というところが取り上げられておるのですが、それはそのとおり大事だと思うのですけれども、もう一つちょっと入れていただきたいポイントが――出ていった人たちなのですからけれども、この間山古志にちょっと勉強に行ったときに聞いてきたのですが、阪神・淡路大震災のときと違って山古志の場合は全村避難でコミュニティーごとになんと移ったので仮設住宅での孤立死は余りなかったという話だったのですが、むしろ都市部に住んでいる子供たちのところに引き取られていったこういうところの高齢者が、結局子供たちも最初は引き受けても親と一緒に住むように家建てていないし、そういうマンションの間取りでもないので結局折り合いつかなくて居づらくなって、相談したくても隣近所がないという中で最終的に孤立をして自殺をしてしまったという例がかなりたくさんあったそうであります。なので、多分そういう方がたくさんいると思うのですね。どうすればいいですかと聞いたら、メッセージをやっぱり発信するべきだったと反省していました。今回も仮設住宅全部埋まらないはずで、大分余るはずですので、ぜひ、一回出ていった人はふるさとを捨てたから今さら戻りにくいとか、こういう何か帰りにくいというところがあると思いますので、今被災市町村も被災者対応で手いっぱいだと思いますので、県の情報発信力あるいは市町村と連携をして、そうやって出ていった方々で本当は戻りたいと、こういう高齢者の皆さんにメッセージを発信するということは、私は緊急的な取り組みとして必要なのではないのかなとこの前感じてきましたので、その点についてぜひ盛り込んでいただきたいと思いますが、それはどこかに書かれていますでしょうか。

それから、二つ目なのですが、若い人たちです。今ただでさえも沿岸は若い人の率が少なく高齢化、過疎化が著しいところだったのですが、今回の震災で、どこもまだデータとっていませんけれども、かなり相当数若い人が出ているように感じます。明治維新も戦後復興も希望と野心にあふれた若者が復興の先頭に立ったわけですが、やはりこのままでは幾ら国や県からお金をもらって新しいまちをつくっても、新築の過疎地域になるということになったのではいけないと思いますので、若者の視点がちょっとないので、今全国からいろんな、県内でも大学生だとか若い人が新しい生き方の一つのヒントを見つけに被災地に行っているボランティア活動をしています。ですから、ぜひ彼らがNPOやあるいは社会貢献活動を復興の過程の中で仕事にして被災地に残るような、そういう後押しとか、取り組みもぜひ一本柱として入れていただきたいなど。ちなみに、山古志は外から入っ

てきた若い人がその後も残って地域の支援やっていました。定住にも結びついていましたので、そのような視点がありませんので、ぜひそれも盛り込んでいただきたいと思います。それについてもちょっと御所見をお願いします。

最後になりますが、都市と地方との支え合いであります。今首都圏を中心に人、物、金がたくさん被災地にいただいて本当にありがたいことだと思いますが、これは震災が起きなくても平時からこういう都市と地方の支え合う関係があれば、過疎化とか地方がやっていけないなんていうことにはならないと思うのですが、ぜひ8年の復興計画を通じてこの震災を通じて都市から地方にさまざまな善意、人、物、金が来ているわけですが、これが復興後も都市と地方が支え合うという形、ひな形になっているように、やはりこの8年間である種の仕掛けをしていかなければならないと思うのですが、その点についても御所見をお願いしたいと思います。

○大平企画課総括課長 地域コミュニティの問題につきましては、今回柱立てを1本立てまして、地域コミュニティの再生・活性化などの考え方を盛り込んでいるところであります。また、ふるさとという言葉 키워ドをキーワードといたしまして、目指す姿につきましても、ふるさとが一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできるふるさとであり続けるということも目指す姿として掲げるところであります。その中で地域コミュニティの再生に向けた取り組みということは、短期的な取組あるいは中期的な取組等に掲げておりますが、委員のおっしゃるような、例えば具体的なメッセージを発するとか、そのようなところについては参考にさせていただきたいと思っております。

あと若者の視点が欠けているというところには、さまざまな御意見の中にはそのような意見もございまして、現在復興局で考えておりますのは女性の方との意見交換会と、あと県内の5大学、それぞれの大学生の方から意見をいただくということで、県のほうから出かけるということで、今各大学に照会して機会を設けてくれということでお願いしております。その中で若者の考え方とか御意見がいただければ、このビジョンの最終案について盛り込めるものについては盛り込んでいきたいと思っております。

さらに、都市と地方との関係ということでありまして、市町村と市町村あるいは県内の他の自治体との関係、県内外の自治体との連携などについては復興計画の中では盛り込んでおりますし、あと開かれた復興という考え方も盛り込んでおりますので、非常に大事な視点だと思っております。その中で具体的にどのような考え方があるのか、実施計画の中などで取り込めるものについては、委員の御意見も参考にしながらこれから検討してまいりたいと思っております。

○高橋博之委員 最後の都市と地方の支え合いについては、ふるさと納税という仕組みがあるわけですが、今ふえているようですけれども、あれも赤十字に支援すると自分の義援金がどこのだれに届いたかわからないので手ごたえを感じられないから、ほかのところがいいという人が今ふえているようですけれども、やはり継続した長い支援になるためには顔が見えるということがポイントだと思いますので、ふるさと納税も顔が見えないのですね。なので、私はポイントはやはり顔が見える形で、その手ごたえを感じさせてあげられるという仕組みが国の制度にはありませんので、そこをぜひ研究をしていただきたいなと思います。

それから最後に、先ほどは女性がという話ありましたが、この間滋賀県の震災フォーラムに参加してきたのですが、滋賀県の知事に、面と向かって復興計画の委員に女性が入っていないのは岩手県だけであると、このように指摘されてしまいまして、見るとメンバーの中に女性はただの一人もいないようですから、今後よく女性の方や若い方の意見を十分に聞いて、ぜひこの復興計画に反映していただきたいということをお願いして終わります。

○大平企画課総括課長 委員の御指摘のように復興計画の委員の第1回目のメンバーは男性だけございまして、第2回からお二人の女性の方に委員に入っております。それから4回御出席いただいておりますので、ただバランスが非常に悪いということも我々も若干感じておりますので、先ほど申しましたように女性の方との意見交換会を21日に設けることにしております。その中で女性ならではの視点とか、あるいはコミュニティーの問題とか、保健福祉の問題、さまざまな問題ですが、ある程度テーマを絞って御意見を伺おうと思っております。

(「二人が入ったのだから取り消せ」と呼ぶ者あり)

○阿部富雄委員 私は、二つぜひお願いしたいなと思っているのですが、一つは被災市町村がつくる復興計画については、計画の中でも整合性については十分配慮するとか、当該市町村との連携を図るとされているわけですが、私は被災市町村がつくる計画策定の際は、県もやっぱり一緒になってその計画策定に携わるべきだということが必要だと思いますし、それから実際にその計画を推進する、いわゆる実行、実施に当たっては県も市町村と一緒にやるべきだということが必要だと思っています。というのは、復興に向けて計画をつくると言っても、確かに市町村の主体性の問題もあるでしょう、それぞれの被災市町村の特質もあるでしょう、あるいは県としての本来やらなければならない事業あるというのわかりますけれども、被災市町村の場合は何といったって一番の問題は財政です。財政の問題をどうするかということがありますし、もう一つは今ある制度をどう活用するかということですね。なかなか被災市町村ではその制度を十分に熟知しているという状況にはない。で

すから、この制度をやっぱり熟知しているのは、私は県だと思っています。それから、事業ですね。国のさまざまな事業もありますから、こういう事業を取り入れてやったらいいのではないかということだって私は県の立場からさまざまな提案できるとか、教えていくということが出来るのだろうと思います。実際その事業をする場合にはやっぱり市町村単独で出来るわけではない。県、国との折衝というのは非常に大きな部分があると思うのです。そういう意味からいえば、県として事業をつかった、市町村として事業をつかったということではなくて、実効性を高めるという意味では被災市町村と一緒にになって計画をつくって、その実行も一緒にやっていくという形ではないとなかなか進まないのだろうと思いますので、ぜひそういう形で対応していただきたい。少なくとも今後県がつくる実施計画と市町村がつくる復興計画というのは同じ中身のものにするという形にして進めていただきたいと思います。

それから、もう一点は、震災からもう4カ月になったわけでありましてけれども、この復興計画をつくるのは9月の議会に承認議案として提出するということですね。市町村計画はさらにまたおくれる。やっぱりどんどん、どんどんこういうおくれというのは指摘されているわけですから、計画ができなくとも、できるところはもうどんどん事業を進めるという、そういう姿勢がないといつまでたっても私はこの計画というのは進まないと思います。事業を進めていく中でいろんな問題があつて変えなければならぬことだつてたくさん出てくると思いますから、計画策定にこだわらずその計画策定とあわせて事業も実施を進めていくという取り組みをお願いしたいと思います。

○平井理事兼復興局副局長 市町村の復興計画と一緒にやっていくべきではないかという御指摘です。例えば宮古市とか大船渡市におきましては、市が設置する外部委員会に県の副局長、広域振興局の副局長が委員として参加をしているというようなことがございます。それは非常に奨励されるべきこととございまして、いろいろな行政の専門家としての知見をそういうところで発揮するということが今後とも望ましいことかと思ひます。

それから、事務局に入って復興計画の策定を手伝っているという例としては陸前高田市がございまして、これも非常に奨励されるべきことかと思ひます。また、県では国の専門家とか、あるいは都市計画分野では都市再生機構の専門家などをあつせんして市町村に入つていってもらっているというようなことで市町村をサポートしているという状況でございまして、それで、一緒にやって市町村の計画も考えていきたい。市町村が主体でありますけれども、それをサポートしていきたいと考えてございまして。

それから、おくれということとございましてけれども、復興基本計画案を策定する当時におきましても、被災地域の状況からしてこれはもう待てないと考えられることにつきまして

は、そのタイミングで国などにその要望をしてきた次第でございます。代表的には復興構想会議における四つの要望と、それから九つの特区提案というのがございます。今後とも、何よりも被災地域の人々あるいは市町村の計画の策定状況等を見据えながら、おくれの生じないよう適切なタイミングで施策を打っていきたいと思いますし、また国へも要望をしていきたいと考えてございます。

○工藤勝子委員 市町村行政機能について質問したいと思っております。

今阿部富雄委員のほうからもございましたけれども、今後復旧、復興に向けて県の職員を被災地の市町村に対してどのような形で派遣体制をとろうとしているのか、その辺のところを聞いてみたいと思います。

○佐々木復興局参事 それでは、政策地域部としてお答え申し上げたいと思います。

現在陸前高田市のほうには8名、それから大槌町のほうには5名というように長期派遣をしております。相当優秀な人間を派遣してございまして、先ほど副局長が申し上げましたように、復興計画を陸前高田市でつくる復興局の事務局長の補佐に海外経験もある優秀な人間を送り込んでございまして、陸前高田市の財政課のほうにも旧自治省財政局に派遣した職員を送り込んで実際の予算査定、予算計画に当たらせてございまして、それから、大槌町のほうにも沿岸広域振興局のほうから、やはり海外経験等豊富な人間、まさに何でもできるような選ばれた人間を選別して送ってございまして、いずれ陸前高田市、大槌町の行政機能の回復には総力を挙げて県のほうでバックアップするというところで進めてございまして。

それから、県以外の他県からの応援もございまして、特に陸前高田市の場合は名古屋市から28名の応援がございまして、やはりどうしても市町村の場合は基本的な受け付け事務とか、そういう県とは違う種類の行政事務がございまして、それに応じて、どちらかといえば市、町からの派遣のほうが望ましい部分も多いということで、市長会とか町村会のほうを通じてお願いしてございまして。盛岡市のほうからも大体10名程度、各市、町に2名ずつ程度ですけれども、派遣しているという現状で、大分両市、町の機能回復には役立っているだろうと推測してございまして。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。実は遠野市の後方支援の活動拠点があるわけですけれども、県のほうから2名の職員が派遣されておりました。先週の金曜日まで遠野市と一体となって活動されて、大変な御苦勞をされたことには敬意を表したいと思っておりますけれども、先週の金曜日で引き揚げたのですよね。それを受けて本田市長は、非常に残念であると、県が引き揚げるといふことであれば、私はとめるわけにもいかないという話であ

りました。被災地におきましては、後方支援活動、この暮らしの部分についてまだまだ必要だと思っていますし、遠野市も今後も後方支援活動を続けていくという方針でいっているわけなのですが——また遠野市のほうにも静岡県から市町村も含めて50名の職員が遠野市に拠点を置いて、今後も東京都武蔵野市、それから愛知県大府市ですか、そういうところから職員の人たちが遠野市に来て、そこに拠点を置きながら応援をしたいという体制となってきた中で、県の職員を遠野市から引き揚げたと、その理由についてもお聞きしたいわけですし、そういう形で職員を派遣しているのを今後少しずつ県が引き揚げようとしているのではないかなという思いもあるわけですね。結局全国からそういう形で職員が来ている中で、岩手県の職員が13名とは私は余りにも少ないのではないかなと思うわけですが、その考え方についてお聞きいたします。

○廣田理事兼復興局副局長 遠野市の件につきまして私のほうから御説明をいたします。

遠野市のほうでは沿岸の後方支援ということで大変、発災当初からさまざまな形で強力な応援をいただきまして本当に感謝しておるところでございます。復旧から復興というようなことでステージが大分変わってきておりますし、あそこで物資の中継基地をやっていたわけですが、その辺のニーズも減ってきたというようなことで、3月の半ばから県庁から1名、それから県南局から1名ということで、1週間交代で2名の職員を派遣していたところでございますけれども、私が市長に会って、ステージが変わってきたので少し縮小したいということで相談をいたしました。そうしたならば、やむを得ないだろうということで御了解を得まして、今度は週1回の市の災害対策本部会議、ここには復興局のほうから遠野市担当を決めまして、その職員を必ず参加させるという形に変えるというようなことで御了解を得たところでございます。また、さまざまな形で情報の共有なり交換が必要なのかなということで、私と市長で、できれば月一、二回いろいろ情報交換会をやろうかなということで、先週で終わったわけですが、あした災害対策本部がありますので、私もその職員と一緒に行ってこれからのことをよろしくというようなことでお話ししてこようかなと思っております。

○佐々木復興局参事 先ほど申し上げました陸前高田市と大槌町の合わせて13人は、あくまでも行政機能回復のための長期派遣ということでございまして、それ以外にも震災直後は震災の12市町村に3月13日から15日まで32人、それから3月15日から17日まで18人、延べ150人日を派遣してございます。その後第2段階として27人、特に大槌町については1人3泊4日ぐらいずつ3人体制で連続2カ月ぐらい支援してきたということで、避難所のお世話とか、さまざまな形で県職員もいろいろお手伝いをさせていただいてきた経緯がございます。それらを延べ人数にしますと6,988人日ということで、これまで合計1日当たり約67人ということで、岩手県のほうで管内の市町村や沿岸の被災市町村に応援して

まいりました。

○工藤勝子委員 みんなそれぞれ仮設住宅のほうに移ってきていますので、救援物資のほうの関係も滞ってきているのだろうなと思っております。でも、避難所にいる方々もこの暑い中でまだまだ多いわけです。例えば私のところにTシャツがないですかという話が現地のほうからあったわけです。そういう夏のシャツ類、冬物のシャツの長袖を切って着ているという話だった、電話でね。ですから、結局もうそういうものも遠野市の救援物資のセンターにもないということで、呼びかけましたら熊本県のほうから300枚入ったわけです。それを持って大槌町とか釜石市に行ったわけなのですけれども、そういうところで県はもう少し、避難所にいる人たちの救援物資がどういうものが必要かということはまだ聞き取る必要があるのではないかなと思いますけれども、その考え方と、それからいろいろたくさんの方々を出されたという話ですけれども、今後とも復旧、復興に向けて県の職員の人材、マンパワーの提供をぜひ滞らないでお願いをしたいと思います。

○伊勢環境生活企画室企画課長 支援物資に関してでございますけれども、発災以降アピオを拠点といたしまして各市町村のほうに、その時々ニーズに対応したような支援物資の供給をいたしているところでございます。現在においては毎週市町村のほうからニーズ調査をいたしまして、それに合わせたものを送るというような体制をとってはおりますけれども、なおまだきめ細かい体制が足りないということでございましたらば、それについては手抜かりのないようにしてまいりたいと思います。

なお、古着でございますけれども、先週古着を扱っております株式会社ドンドンアップと連携いたしまして、アピオのほうにたまっておりました古着を有効活用するというところで、市町村のほうに出向きまして無償のフリーマーケットを5月の末から6月の半ばにかけて開催したところでございます。今後ともきめ細かな対応をしてまいりたいと思っております。

○佐々木復興局参事 引き続き市町村の支援につきましては、市町村課を中心にできる限り人的派遣のみならずさまざまな相談とか、制度の運用とか、さまざまな面で積極的に支援していきたいと思っております。

○渡辺幸貫委員 派遣されている人たち、実は私陸前高田市で名古屋市から派遣されている人たちに会ったのです。そうしたら非常に優秀な、本当に京都大学とか東京大学とかそういうところ出た方、そういう優秀な人が派遣されてきているのですね。そういう人たちが何やっているかという、一部物運びなどを——どのようにその人たちが今いて、どういう支援をされているか、改めて伺いたいと思います。市町村ですよ。陸前高田市とかそういう

ところ。

○佐々木復興局参事 大変恐縮ですが、県外から来られている方が今どういう業務について、どういう中身なのかということについては、この場でちょっと資料等ございませんので……。ありますか、今しばらくお待ちください。

主な業務といたしましては、復興対策全般、戸籍、高齢福祉、児童福祉、被災者支援、それから議会事務という形で、そのポジションでどういう形でどう動いているかというきめ細かなところまでは承知しておりませんが、いずれ内容としますれば、あとは保健指導ということで多分これは保健師だと思っておりますが、名古屋市の方につきましてはそのような状況でございます。

○渡辺幸貴委員 さっき私ちらっと触れましたけれども、あの人たちの中でやっぱりお互いに話し合っ、ちょっと不満に思っ、いらっ、しゃる、というの、ですかね、まさにこういう復興計画のようなものを自分なりにもう既につくっ、ていて、私は見せてもらったのですよ。私たちはこういう考え方を持っているの、だけれども、なかなか行政に話すチャンスもないし、どのように生かせばいいのかと、もう既に何カ月もここに暮らしている、のでかなり実地のこともわかりかけてきている、ので、それを何とか生かせないのか、という、いわば不満でござ、いますね。そういうことを思っ、ていらっ、しゃる、ようなのですね。ですから、さっき阿部富雄委員が言われたけれども、復興計画なんか、いろんなポジションで、いろんな人を同時に生かせばいいのだと。まさにそういうポジションに、今お話を聞いていると、ちょっといらっ、しゃらない、ように感じます、ので、派遣された県の方は、大変優秀な方な、そう、でありますから、他の優秀な方々と一緒に、その再配置とは、言いませんが、改めてチェックをされて、そして都市の復興の支援に生かして、いただきたい。よろしく、お願いします。

○佐々木復興局参事 今委員御指摘の点は非常に重要な話でありまして、全体の士気にもかかわるので、早速県のほうから派遣している職員を通じてその状況を把握しつつ、陸前高田市のほうにもぜひ人材を有効に活用する、ように、ということ、で、いろいろ助言してまいりたい、と思います。

(「市町村に干渉しないでやらないとだめだ。やりすぎたらだめだぞ」と呼ぶ者あり)

○佐々木大和委員 現状の把握の中での的確な数字がみんな出てきたものですから、非常にいい計画だ、と思います。そういう中で、今回の人口のところで倒壊した家屋数が2万3,400余りの沿岸12市町村あるわけですが、このエリアは津波の被害でござ、います、ので、まさに海岸沿いの集落、ということが言える、のだらう、と思います。その復興、ということ、で

かなり地域的には限定されたものが見えます。この地域は、今合併しましたので宮古市の場合も県内で一番大きい市になっていますし、岩泉町は3番目と、とにかく面積が広いのですね。そういう中で、この集落はそもそも各地区が限界集落という言葉が出ましたけれども、そういう環境に近いところがたくさんあります。そこで、集落を立ち上げるときに一定の人口規模、活動できる規模というものをやはり想定しながら復興させていくというのが必要なのではないかという感じがしておりますので——第一段階は復旧だと思っておりますけれども、全部立ち上がることが必要ですけれども——特にその中には浸水地域がありますので難しい話ですけれども、そういう中でまず復旧させていくのですが、復興ということになってきますと、もう一つ入り込んで集落をつくり上げる何かが必要だというように考えるのですけれども、その点はどのように検討されているのでしょうか。

○平井理事兼復興局副局長　とりわけ小さな集落が被災したときにそれを、インフラなどの復旧はやるとしても、その後どうやって住民が居ついてくれるのだろうか、居つくというのは、そのちゃんとなりわいがあつた上で生活をしていけるのだろうかというのは非常に大きな問題かと思ひます。しかしながら、それが限界集落であつたとか、あるいは人口が非常に少ないということをもって軽々にどこかに移転しようとか、あるいは復旧以上のことはやらないかということにはならないのかと思ひます。何よりもやはり従前より暮らされている方々のコミュニティーへの思いというのがあるわけですから、まずはそれを再生する方向でいろんなことを検討していくべきかと思ひます。そういうスケールになりますと、市町村の復興計画の問題に多々なるかと思ひますけれども、今非常に先進的に検討されている市の復興計画を見ますと、非常にその辺はやはり気を使われてやっておられるのかなと思ひます。県の基本計画案でもコミュニティーの再生ということを非常に強くうたっている次第でございます。

○佐々木大和委員　その点非常に大事なことですので、ぜひまず第1段階はそこが重要なのだらうと思ひます。それで、今の人口がこの数字を見ますと27万4,000人余りが12市町村の人口なのですけれども、これは130万人に対して25%ぐらい、4分の1ぐらいなのですけれども、これが50年前、昭和の合併当時だと同じぐらいの人口の中で大体50万人以上でしょうか、6対4の割合で沿岸と、この人口があつたはずなのですけれども、そういう形で全体の人口移動がかなりこの50年間、半世紀の間で起きてきたのが現実です。そういう中で、その時期、その大きな要因が何だかというのはいろいろ分析しなければならないでしょうけれども、私は特に気にしましたのは、やはり当時重厚長大時代でまさに久慈のほうから川崎製鉄とか、あるいは野田玉川も鉱山が盛んでしたし、そしてまた宮古にはラサ工業とか、新日鉄、小野田セメント、今も太平洋セメントありますが、そういう時代の産業の役割を担ったのは水産以外にもあつたのですね。そういう時代が変わって次の産業の転換がやはりなかなかうまくいかないというのが実態にあつて、内陸のほうは一定の伸びをし

たのですが、そのとおりの人口移動をしたという経過があります。そういう意味で、この沿岸のほうに——この復旧のところは当然先ほどのとおり配慮は必要ですが、さらにもう一つ希望を与えるためには、復興をテーマにした何かやはり沿岸の中で日本のための役割、岩手県のための役割をそこに持っていく必要があると、それが絶対計画の中に必要だろうと思います。そこにぜひ皆さんの知恵を出していただきたいと思います。

そういう方向で行くには、さっき渡辺委員からも示されましたけれども、計画に入りたいという人もいっぱいあると思います。できれば人も一緒にそこで生活するところまでいくような計画をつくっていかねばならないわけですので、県の出先機関のあり方もこの復興計画についてはやはりもう一回検討して特別な配慮が必要なのではないか。単純に今の広域振興局のままでやるのではなくて、復興計画を推進するために県職員も第一線に立って働くと、リードしていくということを考えれば、この復興計画推進のための県の体制というのもぜひ考えていただきたいと思うので、その点も御検討いただきたいと思います。

○大平企画課総括課長 沿岸地域の人口の問題の現状認識につきましては、委員と同じように産業の構造の転換がこれまでの数十年の中で重厚長大からさまざまな移動が起こってきたと考えております。これらに対応するためには、やはり産業構造の転換がまたあるかもしれないということはもちろん想定はされないわけではありませんが、まず産業を興していくということが非常に重要な観点だと思っております。産業と言いましても、水産業を核とした、まず水産加工とかそういうものから、あるいは工業、製造業、例えば宮古のコネクターあるいは釜石のSMCのような精密加工、あるいは新日鉄のような線材等の大きな工場を核にした産業群を持つてくるというのが非常に重要だと思っております。そのような観点から三陸創造プロジェクトというもので次の時代、この計画を超える期間も想定しながら、科学技術分野あるいは産業振興分野などについてこれから十分検討してまいりたいと思っております。その中では新しい産業というのも当然三陸地域のみならず、その後背地、岩手県全体というものまで波及するようなものについても検討してまいりたいと思っております。

出先機関につきましては、それらの中でどのようなことになるかというのは、ちょっと私現状で申し上げる立場にはございませんが、復興計画を進める上でそのような必要な場合には検討されるものと考えております。

○佐々木大和委員 それで、水産のほうですけれども、県のほうでは111の漁港のうちの被害に遭った108を復旧させるという提案をされていまして、ぜひこれをやって、やはり第一段階、そこからやらなければ浜が生きてこないということだろうと思います。これは私も大賛成ですし、ぜひそうやっていただいて次の段階に進んでいただきたい。水産加工の部分で、これは漁協の分もありますけれども、民間企業がそれぞれやってきております。民間企業が

水産加工をやるときには、競争力をつけるための条件がいっぱいあると思います。そこに対する復興局としての支援等も今後の検討課題となると思いますので、ぜひその点も積極的に一体的に進めなければ、船が出て漁業が始まっても浜の成果が上がりませんので、スピードアップしていただいてこの水産加工等の復活をお願いしたいと思います。

○伊藤産業再生課総括課長 まず、漁港の復旧でございますけれども、111ある漁港の中で108漁港が被災しております。防潮堤等が壊れている例あるいは全壊した例がございますので、船の安全を確保するためにこれらの108施設を災害復旧事業をもちまして復旧していきたいと思っております。まずは応急の復旧をしながら国の災害復旧事業、査定を受けまして本格的な整備をしていく考えでございます。

それから、水産加工業についてでございますが、今回の国の第1次補正で中小企業に対して、複数の企業が一体となって復旧、復興を図る場合はそれぞれの加工業者に対しての補助の制度ができておりますし、県としましても水産加工業者の機器等の整備について先般の第3号補正で予算措置をさせてもらったところでございますので、これらを活用して水産加工業の復旧を図ってまいりたいと思っております。

○平沼健委員 1点だけお尋ねいたします。

3月11日の災害で沿岸部の多くの企業、工場、事業所が災害に遭ったわけですがけれども、ここ4カ月たってきてやっとならば復興というか、そういう形も出てきております。それで、お尋ねしたいというか、お願いしたいのは、そういうところで7月1日から9月9日まで電力の15%カットというのが今実施されておりますね。これは500キロワットアワー以上のそういう事業所あるいは工場なわけですがけれども、ただ4カ月かけてやっとならば復興をするというときに、何か頭を抑えられるというか、しかも前年同月比1時間当たりの15%カットなのですよね。総量の形ではないのですよ。例えば1カ月1,000キロ使ったときには、その15%だから850キロワット以下であればいいということであればいろんな事業所が工夫ができるのですけれども、そうではなくて1時間当たりなのですよ。そうすると、今オートメーション化されておる工場、事業所が多いようでして、こっちを動かしてこっちをとめるということはなかなか難しいわけですし、そうしますとこの15%カットというのは、これはどうしても必要でしょうからこれは実施しなければいけないという、そういう気持ちもわかりますけれども、沿岸部というのは今でさえもう3割も5割も電気は使っていないわけなのです。事業所がまだまだ復旧してきませんので。だから、宮城県なんかの話はまだ聞いていませんけれども、やっぱりこれは雇用にも直結することですので、復興局として、あるいは県として経済産業省のほうに、これは特別な復興のためということでのこの15%カットというものの考え方を変えるというか、そういうような要請というものを

べきではないのかなと思うのですが、その辺どのように考えておりますでしょうか、またそういうような情報というものをいろいろつかんでいるのかどうなのかもお聞かせいただければありがたいです。

○伊勢環境生活企画室企画課長 節電に関するお尋ねでございますけれども、これは基本的には計画停電を防ぐために 15%の節電をしようという取り組みでございます。現在の枠組みの中ではなかなか難しいかとは思いますが、ただ国のほうの要望の中には節電の対象から被災地を外していただくような要望はしているところでございます。なお、それに対する国のほうの動きについてはまだ把握しておりません。

○平沼健委員 今ちょっとよく聞こえなかったのですけれども、要望しているということですか。そうであればぜひそれを続けてもらいたいし、やっとなら復興するという、そういう事業所あるいは工場ですよね。だから、沿岸部は黙っていたってその 15%カットは当然これはなっているのですよね。そういうところを別枠というか、特例として扱っていかないと、せっかく頑張ってきて4カ月かけて、さあ、では生産だというときに電気がなくて生産できないという場面だけは、ぜひこれは避けなければいけないと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。何かありましたら。

○伊勢環境生活企画室企画課長 ちょっと繰り返しになって申しわけございませんが、電力の早期復旧と安定供給の支援につきましては要望しているところでございまして、御指摘の点も今後引き続き要望してまいりたいと思っております。

○小野寺好委員 復興計画についての質疑からちょっと外れますけれども、先ほど及川幸子委員も質問していましたので、義援金について聞いてよろしいでしょうか。

義援金の配分については、公平、迅速、被災者支援という拠出者の意向に沿うこと、こういったことがポイントになっておりますけれども、9人の配分委員会のメンバーの中に県の保健福祉部長が入っていますが、県の代表として、職員の代表として入っていますが、どのような点に留意して検討されたか、伺いたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 配分委員会の委員につきましては、委員仰せのとおり公平性の観点から選考させていただいたところでございますが、当初は保健福祉部長でございましたけれども、義援金に係る事務が復興局のほうに変わりましたものですから、保健福祉部長から現在は廣田副局長が配分委員会の委員ということで参加をさせていただいております。

○廣田理事兼復興局副局長 県の委員としてどのような考えで対応しているかという御質問ですね。私どもは、日赤からの義援金の趣旨が国内あるいは海外から広く集められたものだというようなことで、特に海外からの義援金につきましては、被災地の被災者の方々の生命に直接かかわるような有効な使い方をしてほしいというような御要請もございますので、それに添うような形で今委員がおっしゃったようなまさに公平、公正、そして被災者の本当に役に立つような使い方がされるような形で配分をやったところでございます。

○小野寺好委員 配分の対象者が従来どおり死亡、行方不明、住居の全壊全焼あるいは半壊半焼、こういったことで従来の災害と違って生活の糧を得る職場がなくなってしまったと、漁に出られない、そういった方たち。家はあるのだけれども、きょう、あしたの生活費がないと、将来的な計画よりもきょう、あしたをどうやって生きていくか、そういった方たちに対して全くないわけですよ。従来のそういった配分とは違う別な配慮があってよかったですのではないかなと思うのですが、これがなぜないのか。市町村の配分委員会なんかは、県の配分委員会がそうやっているからおれたちは同じなのだと、そういったことで対応しているようなのですけれども、できるだけ広い対象者になぜできないのか。

○鈴木生活再建課総括課長 義援金の配分につきましては、委員仰せのとおりさまざまな御要望もいただいているところでございますが、やはり死亡、行方不明という命にかかわる災害を受けられた御遺族の影響は極めて甚大であるということと、住家の損壊につきましても全壊でありますとか、居住している住居が半壊であるというような影響は極めて大きいということ等を勘案いたしまして、個人に配分する義援金につきましては第1次配分と同様の考え方でさせていただいたところでございますが、今回の第2次配分におきましては、震災の孤児に対する育英基金分ということで、100名分ということでございますけれども、6億円余りを新たに配分させていただいたところでございます。幅広くという御要望がございますけれども、幅広くしますと薄くなってしまうというようなこともございまして、そういう兼ね合いの中でこのような配分にさせていただいたところでございます。

また、市町村におきましては、先ほども答弁でもさせていただきましたが、市町村でちょうどいたした義援金については、市町村の御判断で配分できるということでございます。県として一定のこのようなものに配分せよというようなことはお話ししているものではございませんので、市町村それぞれの御判断で配分はできるものと考えているところでございます。

○小野寺好委員 委員会の記録を見ますと、第2次配分のときは新たな対象者を追加すると、こういったことがあるのですけれども、それがごく限られた人しかなかったのですか、もうちょっと議論はなかったのでしょうか。1回目と2回目合わせると、2回目は申請しなくても合計で131万円になるわけですね。全く仕事のない人たち、貯金もない人にと

ってはどうしようもない。そういった配慮はないのでしょうかね。だれも意見とか言わなかったのでしょうか。

○鈴木生活再建課総括課長 第2次配分に当たりましては、私どものほうで原案を策定いたしましたして、迅速性の観点から委員会につきましては持ち回りということで開催させていただいたところでございます。その持ち回りをする中で委員のほうからは、先ほど申し上げましたけれども、死亡、行方不明でありますとか、住家の全壊ということに大変甚大な被害を生じているというようなこと等と、あと迅速性の観点から第2次配分につきましてはこのような結果になったということでございます。

○小野寺好委員 しつこいようなのですけれども、募金した皆さんは死亡とか家を失っただけではなくて、仕事がなくなった人にも何とか応援の手を差し伸べたいといった気持ちだと思うのですが、そういったこと全く考えないのでしょうかね。

あと当初、兄弟姉妹は除かれていましたけれども、後でこの資料に載っかるようになりました。この席でも言ったのですけれども、これはさかのぼっての適用になっているのでしょうか。

○鈴木生活再建課総括課長 まず、国からの義援金の配分につきましては、事業活動には配分しないということで国からは示されております。それを踏襲して考えさせていただいたということでございます。事業活動に義援金を配分していただきたいという声も多々ございましたが、事業活動には配分をしないということでお話をさせていただいております。

あとさかのぼりでございますけれども、いずれ3月11日の震災に伴いましてお亡くなりになった方、行方不明の方につきましては義援金の対象になっているということでございます。

○小野寺好委員 では、今後なのですけれども、3年前の岩手・宮城内陸地震のときもずっと何年もかかっているいろいろ配分検討されたようなのですけれども、今回第1次、第2次で終わることはないかと思うのですが、第3次以降については今言ったような生活の糧を失ってしまった方に対する配慮、県からはそういったことについても意見を言うようなそういうお考えがあるかどうか。

○鈴木生活再建課総括課長 国の義援金の配分は国の配分委員会で決定されるものでございますけれども、それに対する県の義援金につきましては県の配分委員会で決まるものでございます。いずれまだまだ義援金等につきましては寄せられているという状況でございます。

ますので、委員からのお話の趣旨も含めまして、今後配分をするときに当たりましては検討させていただきたいと考えているところでございます。

○小野寺好委員 では、ちょっと別な質問ですけれども、災害公営住宅、今回750戸一応出ましたけれども、市町村は恐らく市町村立の災害公営住宅までなかなか力が及ばないかなと思うのですが、そういったものに対して県の方針、県がしっかり全部面倒見てあげますよとか、あるいは平らのいい場所が全部なくなってしまったので、新たに山を切り崩してきちっとした住宅団地つくりますよとか、この2年以内に何とかなるみたいな、そういっためどを示すことができるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○及川県土整備企画室企画課長 災害公営住宅の建設に関してでございますけれども、仮設住宅に一定のめどがつきまして4月中にはすべて建設が終わり、次のステップとして災害公営住宅の建設に移行するというので今、6月の臨時議会におきまして補正予算として750戸分の測量費と設計費を計上して、現在用地選定等の作業を進めております。沿岸各地の多くの集落は、御案内のとおり被災を受けておりますので、復興に向けては地域ごとに災害公営住宅を建設していくことが必要であると考えております。ただ、その建設場所等につきましても、県、市町村とその事業主体も含めて、十分市町村と調整をしながら進めていくということで考えております。

○小野寺好委員 抽象的にではなくて何かこう、2年我慢すれば公営住宅に移れるみたいなそういった期待を持たせることができるような、そういったのを示せないのですかということなのですが、無理なのでしょうかね。

○及川県土整備企画室企画課長 具体的に2年以内に災害公営住宅がどのような建設の計画のもとに進むのかということ、現在お示しするということはちょっとそこまでは検討されていない。ただ、災害公営住宅の建設、どのようなニーズがあるかにつきましては現在アンケート調査、各避難場所に一定の戸数、対象者を選びまして、災害公営住宅に対するニーズがあるのか伺っておりまして、それらを含めた今後の建設計画に反映させていくという段階でございます。

○三浦陽子委員 出るかなと思っていたのですが、車の問題なのですが、自動車が相当流失していると思うのですけれども、廃車手続になっているのはどのくらいになっているのか。それからまた、取得したいと思ってもなかなか手に入れられなくてもとの生活に戻れなかったり、仮設に移るにしても、仕事を探したり仕事に行ったりするのにも、やはり沿岸の方々は車というのは生活必需品の一つではないかと思っているところから、この取得についておわかりであれば教えていただきたいと思います。

○廣田理事兼復興局副局長 車の件でございますけれども、現在ちょっと手元のほうにそういう資料ございませんので、後で提示いたします。

○飯澤匡委員 世話人でございますので、手短にお伺いします。

復興特区の件について、このたび I L C について強力に岩手県としても押し出しておるということに高い評価をしたいと思えます。51 ページに書いてあるのですが、今度は T O H O K U 国際科学技術研究特区という申請の方向性であると。ところが、2 段目にはまた同じ表題になって国際素粒子・エネルギー研究所と、似たような記述の中で、ちょっとこの記述がわかりにくいのですが、どのような方向で、二段構えでいくのであるのか、その点について確認をしたいと思えます。まず、それ第 1 点。

○大平企画課総括課長 岩手県の復興特区として、T O H O K U 国際科学技術研究特区構想を打ち上げたところであります。委員御指摘の 51 ページというのは、どの資料・・・。

(「参考資料」と呼ぶ者あり)

こちらのほうは国の復興構想会議に提出した資料であります。この中で東北全体を国際科学技術研究特区ということで、国際海洋研究ゾーン、国際防災研究ゾーン、国際素粒子・エネルギー研究ゾーンとしたわけであります。国際素粒子・エネルギー研究ゾーンの中で、例えばということで国際素粒子・エネルギー研究所ということを持ち上げてありますが、それにはエネルギー関係の部署ができないだろうか、さらに原発関係で先端医療、加速器を使ったがん診断、がん治療の研究都市ができないだろうかというところは、今後の大きな構想として打ち上げたものであります。その中でもう一つ、素粒子物理・物質生命科学研究拠点というのは、これはまさしく国際リニアコライダーを核とした研究拠点、この中にはリニアコライダーのほかにもほかの研究機関も将来的には誘致できないかというものであります。例えばリニアコライダーというのは、まさしく学術的な研究施設でありますけれども、産業利用の加速器の関係の研究部門あるいはほかの大学の研究部門、あるいは産業に直接関係するような産業の集積、そういうのも含めたものとして今までの県の構想の中からも少し広げたものということで、特区構想として打ち出したものであります。その中で、きょうも一部時事通信のほうで配信になっておりますが、与謝野経済財政政策担当大臣のほうからも岩手の研究、達増知事の構想には支援するというようなこともいただいております、今回打ち出しました研究特区構想については、中央のほうからも一定の理解と申しますか、応援をいただいていると考えておまして、今後におきましては我々の考えというのは、単なる I L C という一つの研究所を持つということだけではなくて、それを核にして産業集

積を図る。それも岩手だけではなく東北全体に波及するような大きな産業の集積を図っていくというような、非常に波及効果の大きいものに仕上げるという考えでありますので、これについてさらに研究者の方々も含めて御支援を賜りながら岩手県としては進めていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 今お話しした件であればわかるのですが、そうすると上段の部分はそのゾーニングについての説明と、そして次はILC研究所についていろんな連携を果たすような研究所というような形でということによろしいですね。これ多分色が違うかと思うのですけれども、何かこの二つの帯が同じように出ていますとちょっとよくわかりにくいので、そここのところ後で精査をしていただきたいと思います。

それで、2点目ですが、先ほど来市町村との連携について議論があったところでありますが、昨日総務委員会でも発言をしたところでございます。7月6日の総務部長の答弁では、初動体制について県の瑕疵とは言いませんけれども、体制についてどのような考えであるのかと。そうしたところ、きょうは総務部長いらっしゃいませんから聞きようがないですけれども、全く県の正当性ばかりを主張しておりました。これまでの議論を聞いておきますと、やはり初動体制のそこら辺が県と市町村との関係がまだぎくしゃくしていると。その中で県からの人員の派遣であるとか、そこら辺がまだ胸がすんと落ちるようなすっきりした体制になっていないのではないかと、私はそのように思うのです。復興局については、きのうは質問しませんでしたけれども、現状をどのように認識し、今後市町村とのいわゆる縦ではなく水平的な関係の中で協力体制を敷いていくのかということについて、改めてお聞きしたいと思います。

○廣田理事兼復興局副局長 私のほうからは生活再建関係につきまして、市町村との関係ということでお話を申し上げたいと思います。

生活再建につきましては、発災当初からいろいろな形でやって災害対策本部が中心にやってきたわけですが、復興局になりましてからは可能な限り市町村との連携はとるように努めてございます。視点はやはり被災されている方々、避難所で生活される方々あるいは自宅で生活されている方、そして最近では応急仮設住宅で生活されている方が食生活、健康生活さまざまな面で、あるいはなりわいの面でもできるだけ満足できるような一すぐそういう形にはならないとは思いますが、寄り添いながらケアができるような形で各関係部局が連携とってやってきたつもりでございますし、あとは困ったことが直ちに相談できるような体制につきましても、マンパワーの関係あるいは広域復興局のほうにそういった相談窓口をつくることについても今検討しておりまして、可能な限りその辺連携をとって進めてまいりたいと考えております。

○平井理事兼復興局副局長 市町村が復興計画をまず策定するときの支援につきましては、先ほど来答弁いたしておりますように、市町村のそういう能力をまず高めてあげるような技術的あるいは人的な支援ということでございます。市町村の計画策定の段階は非常にまちまちなものでございますので、まだそういう意味では初動にある市町村もあるわけでございます。そういうところに対しては、どういう手順で何をしていくかというようなことを丁寧に話していくというようなことが必要かと思えます。

それから、復興事業の実施につきましても、これはとりわけ土木系の事業になりますと市町村が活躍していただかないといけない用地の取得ですとか、あるいは地域の説明ということがありまして、ますます県、市一体となった行政としての力が試されるわけでございますので、そういうフェーズになりましても連携を緊密にして一緒にやっていきたいと考えてございます。

○飯澤匡委員 技術的なことについてはよく理解をいたしました。やはり県の姿勢が問われているのだと思えます。一般質問の中でももう少し謙虚な姿勢で市町村との連携を果たすべきだというような意見もありました。単に寄り添うという、簡単に言葉では出ますけれども、やはり真剣になってその被災地、そしてまた復興に向けた取り組みを県としての存在意義を高めながらやっていかないと――総務部長の答弁をかりますと、とにかく外的要因で連絡がとれなかったからいたし方がなかったのだと。そして、きのうの答弁によれば、答弁時間は制限されるので言葉足らずであったと。議論を交わす公の場でそのような言いわけをするようでは、これが県民にひとしく伝わるわけですから、やはり県としての姿勢が問われると、そういうことを復興局はきちんとその意を体してこれからの計画、そしてまた実行に移していただきたいと思えます。所感があれば何か。

○廣田理事兼復興局副局長 我々も誠心誠意、本当にこの復興に向けて、当面短期の対応、それから中期の対応さまざまあると思えますけれども、早目、早目に対応していきたいと思っております。

あとやはり被災された方々が先に見える、希望が持てるようなロードマップを示していくということが大変大事かと思っております。その辺を示しながら市町村とともに歩いていくようなやり方を取り組んでいきたいと思えます。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 ほかに質疑がないようではありますが、先ほどの斉藤委員の質問中、答弁を保留したのがあります。執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○平井理事兼復興局副局長 斉藤委員の御質問の中で、三陸縦貫自動車道で県がこれまでに負担してきた金額ということでございます。

三陸縦貫自動車道につきましては、平成 22 年度までの全体事業費が 1,713 億円、そのうち直轄負担金として県が負担いたしましたのは 298 億円でございます。なお、三陸を縦貫する道路としては八戸・久慈自動車道と三陸北縦貫道路があるわけでございますが、それらを含めました事業費は 2,129 億円、そのうち県が負担いたしました額は 382 億円でございます。

○佐々木順一委員長 それでは、以上をもって質疑を終了いたします。

執行部の皆さんは退席されて結構であります。御苦労さまでございました。

なお、日程 3 に入るわけではありますが、執行部の入れかえが必要となります。また、慣例によって休憩ということになりますので、この際 15 分程度休憩いたします。再開は 3 時 55 分をめどに予定しておりますが、追ってベルで御案内申し上げます。

暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○佐々木順一委員長 それでは、再開いたします。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 121 号被災者の願いに沿った救済と生活再建についての請願を議題といたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○及川あつし委員 きょうの出席者の座席表を見てちょっと驚いているのでありますが、総務部長はなぜこの場に出席していないのか。と言いますのは、今回本会議の一般質問の議

論で私も初めて気づいたのですが、放射能対策全般については総務部が所管をして、各部局と連携をして総合的に対策を進めるといふ答弁があつて、気づきました。本来請願受理した段階で、摘要欄に所管の部局が書かれておりますけれども、そういうことだったのであれば総務部と記載しておくべきだったのかなという感じもするわけですが、いずれにしてもここに総務部長がいないというのは答弁とちょっと矛盾しているような感じがするのですが、なぜ出席していないのか、出席が可能なのであれば出席を求めたいわけですが、いかがでしょうか。

○佐々木順一委員長 ただいまの及川あつし委員の議事進行に対し御回答申し上げます。

放射能関係は総合防災室のほうで担当しておりますので、よつてきょうの出席は放射能関係に対応する執行部の出席をいただいておりますので、御了承いただきたいと思つております。

○及川あつし委員 つまり総合防災室が全部所管するので、その出席でいいということですね。ちなみに、あの答弁では総務部が所管するということだったので、復興局とはまた違うわけですね。そこについても所管がどこなのかという、きちつと審査に入る前に確認してもらつていいでしょうか。復興局は放射能対策には関与していないのですか。

○佐々木順一委員長 基本的には復興局よりも総合防災室の専管事項であるということですので、御了承いただきたいと思つております。

○及川あつし委員 であれば、このきょう配られた災害対策特別委員会の請願の摘要欄のところは変更する必要はないですか。

○佐々木順一委員長 お答え申し上げます。

総務部所管の総合防災室ですので、御了承いただきたいと思つております。

○及川あつし委員 123号の受理番号の請願について、環境生活部と教育委員会事務局だけになっておりますけれども、ここは、総務部は記載はなくてもいいのですかという確認です。

○佐々木順一委員長 よろしいですか。申し上げます。

123号については、放射能から子どもたちのいのちを守り、安全で安心な環境で教育を受けさせるための請願ということになっておりますので、よつてこの所管は摘要欄に書いて

いる環境生活部と教育委員会事務局というとらえ方でありますので、きょうは出席しております。

○及川あつし委員 出席者に、では総務部長が入っていないということはわかりました。ただ、本会議の答弁で放射能対策全般は総務部が所管するという明確な答弁があったわけです。であれば、123号についても環境生活部と教育委員会事務局が入っているのはわかりますが、ここに総務部がないのがおかしいのではないですかと言っているのです。

○佐々木順一委員長 再三恐縮でございますが、123号の請願は個別具体の請願であります。よって、環境生活部、教育委員会事務局と、専門的なところに所管があると、こういう委員長としてのとらえ方でありますので、御了承いただきたいと思っております。

○及川あつし委員 委員長がたびたびそのようにおっしゃるのであれば、了承はしませんが、質疑の際に総合防災室長にお尋ねするのは構わないわけですね、全般を所管することですから、あらかじめ確認のため伺います。

○佐々木順一委員長 お答えします。

基本的に構いませんので。よろしいですか。

(及川あつし委員「よくないけれども」と呼ぶ)

○佐々木順一委員長 それでは会議を続行いたします。

受理番号第121号被災者の願いに沿った救済と生活再建についての請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○飛鳥川商工企画室企画課長 それでは、二重債務の関係について御説明をさせていただきます。

今般の震災で、津波で事業所や自宅、これらが流失するなどした沿岸部の被災者にとって既存の借金返済が終わらないうちに事業再開、生活再建に向けた借金を迫られる、いわゆる二重ローン問題は極めて深刻でございます。県では、政府の復興構想会議や国への要望事項の中でもこの二重ローンの解消策を積極的に提案してきたところであり、こうした事態を踏まえ6月17日、お手元に配付させていただいております政府の対応方針が示されたところでございます。その主な内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、1 中小企業及び農林水産業等向けの対応でございます。これらの旧債務につきましては、再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充、強化を図ろうというものでございます。具体的には、現在各都道府県に設置されております中小企業再生支援協議会を核とした相談窓口を強化しようとするものであり、国の2次補正で予算化を図ろうとしているものでございます。次に、中小企業再生ファンドの新設でございます。具体的には被災各県に、仮称でございますが、産業復興機構というものを設置いたしまして、さきの中小企業再生支援協議会が同機構に買い取り案件を持ち込み、そして産業復興機構が金融機関から旧債務を買い取ろうとするものでございます。この結果、被災企業においては超過債務が解消され金融機関の新規融資が促進されるというものでございます。

続いて、個人向けの私的整理ガイドラインの策定等でございます。私的整理とは、破産法、民事再生法、会社更生法などの法的手続によらず債権者と債務者の合意によって債権債務を処理する手続、こういったものを私的整理と言っておりますが、まだそのガイドラインは示されていないところでございます。

次に、再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等でございますが、中小企業再生支援協議会が事業者の再生可能性の判断をするまでに時間を要する場合、その間の旧債務の利子を国が負担しようとするものでございます。これも国の2次補正で予算化を図ろうとしているものでございます。

続いて、新債務の対応方針についてでございますが、これらにつきましては既に御案内の融資制度や信用保証制度の拡充が主な支援策となっているため説明を省略させていただきます。

また、IIの個人住宅ローン向け対応についてでございますが、個人の既存債務を裁判所の手続を経ずに整理できる私的整理ガイドラインを金融庁が策定する方針でございますが、まだ具体的な内容は示されていないところでございます。

以上が二重ローンの軽減に向けた現在の主な支援策となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○伊藤産業再生課総括課長 請願の1の(2)について参考説明をさせていただきます。お手元の資料の2枚目をごらんになってください。右上の箱に復興局産業再生課と書いてある、表題が被災者の願いに沿った救済と生活再建に関する請願についてでございます。

請願につきましては、漁業・水産加工・製造工場の再建への公費投入等について検証し充実することというこの請願でございます。まず、漁業、水産加工、製造工場の復旧・復興の県の復興基本計画でございますが、水産業の復旧・復興、それから経済産業の復旧・復興という項目を設けまして、その中に水産業についてはア、イ、ウの3点、それから経済産業の復旧・復興についてはア、イの2点について重点的に取り組んでいくことにしております。

そこで、公費投入ということなので、県の補正予算の概要を2番目に示してございます。まず、(1)でございますが、4月の第2号補正予算につきましては、年度当初から緊急に対応が必要な部分について予算を措置してございます。区分につきまして見ますと、魚市場、それから水産加工・製造工場、漁港、それから漁場、これは瓦れき等の撤去の事業でございますが、このようなところに予算を確保しております。

続きまして、6月の第3号補正予算でございますが、これは国の1次補正を受けましてこの1次補正に対応するとともに、漁業の早期再開に向けまして国の1次補正では不足する部分についても、県として踏み込んで予算を措置したところでございます。区分のところをごらんになっていただきますと、漁協の機能回復から、漁船・漁具、養殖業、種苗の生産、それから先ほどもありましたが、魚市場、それから製氷・保管施設、水産加工・製造工場、漁港、漁場ということで、とりあえず水産業の再開につきましては必要最小限の予算は措置したところでございますが、表の備考をごらんになっていただきたいと思いますが、国の対応待ちというところの事業がございまして、この部分の事業につきましては全部あるいは一部がまだ国の予算で対応されていないというところでございます。

そこで、裏面をごらんになってください。課題と対応ということでございますが、課題につきましては国の1次補正予算で不足している部分、これを何とか国で予算措置していただく必要があると。対応につきましては、このために今後も引き続き国の予算措置についてあらゆる機会を設けて要望してまいりたいと考えております。

主な要望内容でございますが、その箱の中に丸印で7項目要望してございまして、特に一番上、これは今までも最初にお題目として要求しているようなものですが、水産業の両輪である漁業と流通・加工業の一体的な再建に向けた全面的な支援をお願いすると。具体的には、以下の項目6点というようなところを要望しているところでございまして、今後とも引き続き国に対して働きかけてまいりたいと思っております。

○松川経営支援課総括課長 請願の2の(1)ですが、県で単独で実施している補正の予算の状況でございます。資料の3枚目でございます。

まず、中小企業被災資産修繕費補助でございますが、この補助金は東日本大震災津波により被災した中小企業の現有店舗・工場等の修繕に要する経費を市町村が補助する場合に、市町村の補助に対してその経費の2分の1を県が補助するものでございます。予算額は6億8,000万円となっております。まず、被災店舗修繕費補助でございますが、対象事業者は沿岸地域で地震津波により被災した中小の小売業者・サービス業者などが事業再開・復旧のために100万円以上の修繕を行う場合に補助するものであります。サービス業者には旅館業者もありますので、大きな被害を受けた旅館業者にあつては資産規模を勘案いたしまして1,000万円以上の修繕を行った場合を対象としております。対象経費は、店舗における復旧の修繕費、什器類など償却資産の修繕を対象といたしまして補助率を2分の1以内としております。負担率を事業者が50%、県、市町村が25%ずつとしておりますが、仮に修繕費が200万円かかったといった場合には県の補助額は50万円となります。修繕費がもっと高額という場合であっても上限については100万円としております。また、旅館業については上限を1,000万としております。この補助金は、早期に復旧することで事業再開をしていただくということを期待しておるものですが、あわせて従業員の雇用も維持していただきたいと考えておまして、平成26年度までに被災前の従業員数を回復しているということを採用要件としております。

次に、下の欄でございますが、被災工場修繕費補助でございます。これは、中小製造業者などを対象としているものでございまして、1,000万円以上の修繕を行う場合に補助するものです。対象は工場などの修繕経費、機械、設備などの償却資産の修繕でございまして、補助率の考え方につきましては先ほどの店舗と同様でございます。補助は発災時の3月11日に遡及して適用することとしております。市町村における制度化の状況でございますが、対象となる案件がなかった1村を除いて沿岸11市町村で既に予算化しておるか、あるいは今月臨時会を開催するところもございまして、その中で予算化の予定でございます。既に3市町で申請の受け付けを開始してございます。

裏面でございます。被災工場再建支援事業費補助について御説明いたします。これは、同じく東日本大震災津波により被災した工場等が再建のために、土地、建物、設備の購入や修繕を行う経費に対して市町村が補助する場合に、その経費の3分の2を県が補助しようとするものでございまして、予算額については2億2,000万円となっております。対象地域は、沿岸広域振興局及び県北広域振興局のうちの久慈地域となっております。業種については製造業で、対象事業者と雇用人数は被災時30名以上の雇用があつた企業で、再建後8割以上の雇用を確保することとなっております。企業につきましては、誘致企業あるいは地場企業を問いません。また、再建・復旧に係る投資額は5,000万円以上としておまして、補助率は3分の2以内としております。負担率の内訳は、企業が9割、残る1割を県が3分の2、それから市町村が3分の1ずつ負担するというものでございます。補助の限度額は

5,000万円以内としておりますが、被災時100名以上で再建後80名以上の場合は1億円以内としております。操業時期は事業計画の認定から3年以内に操業することを条件としておりまして、今年度中に事業計画の認定を県から受ける必要があります。また、この事業につきましても発災時の3月11日まで遡及することとしております。この事業の予算化については、大船渡市が6月補正で予算措置したと聞いております。

○鈴木生活再建課総括課長 請願事項2の(2)の市町村の相談活動の充実への県の支援についてでございますが、資料は特に用意してございません。多くの沿岸市町村の行政機能が損なわれる中で、県では発災直後から県庁及び沿岸地区の各広域振興局、地域振興センターにおきまして支援を実施してきており、市町村の相談活動の充実につきましても、市町村の機能を補完しつつ市町村と連携して被災者への相談を実施してきたところでございます。これまで実施してまいりました市町村の相談活動への具体的な支援といたしましては、市町村窓口や電話対応に当たるための職員の派遣、市町村と合同での相談窓口の設置、市町村職員の相談スキル向上のための被災者支援に関する制度説明会の実施、応急仮設住宅入居者への相談対応等に当たっての留意点を取りまとめた応急仮設住宅運営に当たってのガイドラインの提供などを行ってきたところでございます。今後におきましても、市町村の相談活動の充実に向けた積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

○久喜県民くらしの安全課消費生活課長 2の(3)についてでございます。資料は特に用意してございません。

まず、相談の状況でございますが、発災以来県が受けました消費生活相談件数は、現時点でコンピュータに登録されたものによりまして見ますと、3月11日から6月末までで1,267件、うち震災に関連した相談が374件、そのうちヤミ金ですとか、あるいは投資への勧誘など悪質商法が疑われる相談は12件となっております。

これまでの被害の防止対応ということでございますが、被災者に対しまして悪質商法の被害に遭わないように県警察本部などと連携を図りながら、相談例等をもとにいたしました注意喚起のチラシを作成いたしまして避難所へ配付、あるいは市町村への情報提供などを行いましたほか、新聞やラジオによる広報など多様な手法で注意喚起を行ってきたところでございます。

あわせて、県警察本部におきましては、悪質商法やヤミ金融の取り締まりを強化するとともに、女性警官を中心に編成するイーハトーブ隊により仮設住宅や避難所などで困り事相談対応やパトロールなどを通じた被害の未然防止対策を推進していると聞いてございます。今後におきましては、県警察本部では仮設住宅に移動交番車を派遣するなどして、各戸訪問

による聞き取り、困り事相談対応等を通じた被害防止対策を推進すると聞いてございます。このような警察など県の各部門や市町村等との連携を進め、被害例などの早期把握に努めながら、被災者が消費者被害に遭わないために、または被害の拡大防止のために引き続きまして注意喚起を行うとともに、きめ細やかな相談の対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○平井理事兼復興局副局長 次に、請願事項2の(4)、住民主体の復旧・復興のまちづくりができる仕組みをつくるよう、岩手県が援助することについて御説明いたします。

復興に向けた具体的なまちづくりは、市町村が主体となり地域住民等との議論を踏まえ策定されるべきものと考えております。県といたしましては、市町村の計画策定を支えるため、技術職員の派遣や各種データの提供など人的、技術的な支援を行ってきております。また、制度の面ではいわゆる5地域区分——五つの法律、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法に基づく土地利用調整の手続が一元的に行えるよう、その一元的な仕組みを導入するというのを、岩手復興特区を構成する九つの特区の中で提案をしてきております。また、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更について、関係省庁や審議会の手続を簡略化する等の提案もしてきてございます。このように制度的な提案も行いながら、市町村の計画策定の段階や計画の実施段階などに応じ、きめ細かな支援を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木順一委員長 以上で執行部の参考説明は終わりました。本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○佐々木博委員 若干質問したいと思っておりますけれども、二重債務の問題で質問させていただきたいと思っております。

この二重債務の問題については、県は国に対して3県の中でもいち早くこの解消に向けての強い要望を出してございまして、全くそういった面では高く評価したいと思っております。ただ、そうは言いながらもなかなか、しからばこの旧債務をどうやって解消するかという形が見えてこなかったわけでありまして、最近政府の案も固まってきたようではありますけれども、今説明いただいたのが大体政府案ですね。しかしながら、現実には自民党と公明党はやっぱり新しい機構をつくってやらなければいけないということで、まだ正式には決まっていないわけでありまして、政府案を前提として質問させていただきたいと思っておりますが、今ある政府案というのはこの中小企業基盤整備機構にある剰余金を活用して、それに自治体だとか民間の金融機関を入れてそれぞれ各行ごとに500億円ぐらいでしょうかね、規模の企業再生ファンドを立ち上げて、それで二重ローンの解消をしたいという案だと認

識しておりますけれども、まずその規模、500 億円程度と認識していましたが、間違いないでしょうか、どうでしょうか。まず、そのことについて伺いたいと思います。

○飛鳥川商工企画室企画課長 委員のほうから御指摘のありました規模でございますが、金融機関と、また中小企業基盤整備機構等の協議の中で規模のほうを決めかねているというのが現状でございます。と言いますのは、簿価で金融機関が中小企業基盤整備機構に買い取りをさせた場合は素直に額が出てくるわけでございますが、中小企業基盤整備機構のほうもやはり公的な部分として出資をする以上は、そこでは損は余り出たくないということで、一定の計算方法の中で決めていこうと。そういったときに金融機関が貸し出し債権をすべてこの中小企業基盤整備機構のほうに回していくかということについては、まだいろんな模索をしている状況でございますので——ただ、今金融機関のほうで、被災地店舗で貸し出ししている企業向け債権がやはり 800 億円から 900 億円ぐらいと聞いておりますので、それから推計いたしますとやはり 500 億円規模ぐらいのこういった買い取り機構は必要ではないかと考えております。

○佐々木博委員 800 億円から 900 億円とおっしゃいましたけれども、多分そんなものではないのではないのでしょうか。と私は思っております。ファンドですから当然簿価で買い取るということは通常はあり得ないわけで、恐らく今適正に評価すればどの程度の評価されるか、金融機関はそれよりは多分高く買っていただきたいというようなところでだんだん落ちついてはいくのだらうと思っておりますけれども——たしか当初県は 1 兆円ぐらいのファンドを国に対して求めていたのですね。間違いないですね。それぐらいの規模になった場合に、今おっしゃったとおり今度 8 割から 9 割とか、本当に二重ローンが解消されるのであればよろしいわけですがけれども、その規模が果たして妥当なのかどうか、そのことについてもう一度伺いたいと思います。

○飛鳥川商工企画室企画課長 県のほうが国のほうに提案しておりましたその 1 兆円規模のファンドというのが、その内訳は実は買い取りの原資というのは 1,000 億円ぐらいを想定しております。一方、これも簿価で買い取ることを当初提案しておまして、そういたしました場合金融機関、そしてそこに出資をする県等がその買い取ったものが毀損をしないように国のほうで 9,000 億円ぐらいの、要は国債等の運用益で 10 年預からせていただいて、そしてその 1,000 億円を埋めるというようなスキームを提案させていただいたところでございます。したがって、その 1 兆円の部分についてはそのとおりでございまして、今回については運用益で穴埋めをするということではなくて、あくまでも買い取りの原資という部分だけの金額となっております。

○佐々木博委員 ありがとうございます。ですから、金融機関には公的な資金を入れても不

利益を与えないという方針が一方では国から出ているわけですね。いずれどういう形にしろ再生ファンドができて、それで企業から債権を買い取っていただいて、二重ローンを解消するというのが事業の再生に大きく進む道だと考えておりますけれども、一つだけ伺いたいのですが、中小企業という定義があるわけでありましてけれども、中小企業の定義というのは資本金の定義だとか、従業員の定義だとかいろいろあるわけでありましてけれども、それだけですばっと切ってしまうと要するに救われなれないといえますか、その枠から外れてしまって、本来なら救済しなければいけないようなところが救済できなくなってしまうのではないかと、ということを実は若干懸念しているわけでありまして、やはりこういったことでこれから進んでいくということになりますと、いわゆる中小企業の定義ですばっと切らざるを得ないということになっていくのでしょうか。そのことについてお伺いしたいと思います。

○飛鳥川商工企画室企画課長 産業復興機構のその買い取り対象でございますが、その企業体ということではなくて、事業ということに着目しておりまして、個人事業者も当然対象となりますし、また農林漁業者のほう、また医療等の関係者、こういったものでなりわいをやっていらっしゃる方については、まずは御相談を受けながら買い取り対象というような、そういった構想で動いております。

○斉藤信委員 私も二重債務問題の政府案のこのスキームですけれども、中小企業再生支援協議会というのは実績からいうと、優良な再建可能な中小企業だけを選別をすると、これが実績なのです。ですから、同じスキームを使うとすれば、抜本的に今佐々木委員が言ったようにファンドの額が本当に1,000億円を超えるような規模でやらないと、これはもう本当に一部の中小企業しか対象にならないということになるのではないかと、私は大変その点を心配しています。今までのスキームと今回の大震災対応でどう違うのか。

それと今の答弁で確認したいのですけれども、県内の二重ローンの金融債務が800億円から900億円と見ているということなのではないでしょうか、そこちょっと確認をさせてください。二重ローン問題というのは、これは個人の生活再建、産業の生活再建のまさに中心的な問題、今度の大地震で絶対つくらなくてはならない新しい制度だと私は思っているのです。その点で県は努力をしているけれども、本当に今の実態にふさわしいものに今政府案はなっているかどうか、まずお聞きしたい。

○飛鳥川商工企画室企画課長 まず、中小企業再生支援協議会のこれまでの働きという部分でございます。これにつきましては、委員御指摘のとおりやはり再生可能性のある、これまではそういった企業を対象にしていろんな計画等をつくってきたところでございます。一方、今回国のほうで2次補正に盛り込まれているところによりまして、ここの中小企業再

生支援協議会の強化を図るということで、予算規模で被災3県の部分として30億円程度が予算として盛り込まれているところがございます。その大半につきましては、人件費等、あとは調査費といったところになるかと思いますけれども、体制的にはおよそ数十人規模を増強するというようなことで承っております。その中で新たな機能といたしますと、まさにこの債権を買い取るためだけの部門、こういったものも設けていきたいと聞いておりますので、これまでの再生計画、そして1件1件時間をかけてやるスキームとはちょっと違うのではないかなというような期待を持っております。

2点目の県内の企業向けの融資額でございます。これはあくまでも金融機関等の貸出額を口頭でお聞きした集計を把握しているということでございまして、個別のものにつきましては直接被害、間接被害、そしてその被害の部分の設備資金、運転資金というようなところも含めて今後準備委員会等の中で詰められていくと考えております。

○斉藤信委員 ちょっと把握が極めて私は不十分ではないのかなと。これ金融庁のまとめだと被災地の中小企業向けの融資が6,300億円、住宅ローンが3,900億円になっているのですよ。岩手県の方は3分の1以下だと思われけれども、それにしてもこれはかなりの規模ですよ。もっと正確に把握して、本当に選別にならないような二重ローンの対策を強く求めていただきたい。

次に、漁業の取り組みについてかなり整理をされた資料をいただきました。全体として漁業者から歓迎をされて、要望が予算を超えるという状況なのでこれはぜひ、少ない予算の中でも私は補正予算で対応すべきではないかと。説明にあった国の対応待ちというのは、国が予算措置していない、恐らく2次補正でも出ていない、3次補正対応ということだと思っておりますので、これは本当に早く対応していただきたいことですが、国の対応が遅いから岩手県の予算の枠内でなりましたとならないように私はぜひしていただきたい。漁業は今やるべき、特に秋サケに向けてやるべき仕事があるわけですから、それが制約されないようにぜひそこは改めてお聞きしたい。

あと中小企業被災資産修繕費補助と被災工場再建支援事業費補助ですが、これは4月に早々と先駆的にいい制度を県はつくったと、私は大変評価したのです。そして、これ要望もかなり多いと、しかし岩手県は、予算枠はこれだけだからもう全部は対応できないと、そういうことで現場ではがっかりしていると。私は、やっぱり中小企業者も再建の意欲があって、予算の枠を超えてもう2倍3倍要望があるのであれば、これはやっぱり基本的にこたえたと、それが再建の取り組みでないのかと、復興の取り組みでないのかと。これも今後やっぱり補正予算の対応、また国の第3次補正要望も含めてやっていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤産業再生課総括課長 資料にありました国の対応待ちというのは、確かに1次補正では措置されていないもので、2次補正、3次補正に期待するものでございます。それで、先般2次補正が閣議決定された中で、報道等で見ますとこの中の一部、共同利用施設については2次補正で対応される部分が出てくるのではないかと考えておりますし、それが来るように期待しているところです。ただし、それで全部が対応できるものでもないと思っておりますので、3次補正に向けても引き続き要望してまいりたいと思っております。それから、現在措置されている予算の中で、もうすぐサケ漁が始まります。サンマも来ます。ワカメもやらなければいけません。限られた予算の中ですけれども、それぞれの漁協の事情をよく聞きながら、知恵を絞りながらできる限りのことをやっていきたいと思っております。

○松川経営支援課総括課長 修繕費補助などがございますけれども、まず国では中小企業金融円滑化法というのを1年延長しております。これは平成21年の暮れにできた法律なのですけれども、平成22年を暦年で見ますと過去10年で倒産件数が一番少なくなっております。全国も同じ状況です。つまり企業にとっては資金繰りがまず一番大切なことだと感じております。補助金もでございますが、県では中小企業の災害復旧資金、それから東日本大震災の貸付金など融資制度も充実させておりまして、またその上に補助金もあるわけがございますけれども、補助につきましてはいずれ限りがあるということもございます。融資制度の活用など、金融機関でのいろんな相談、それから商工団体との経営相談などをしていただきながら企業の再建、そして復興に向けて取り組んでいただきたいと考えております。

○佐々木順一委員長 斉藤信委員に申し上げますが、請願の趣旨を踏まえて質疑されるよう審議に御協力をお願い申し上げます。

○斉藤信委員 取り組み状況わかりました。ぜひ今度の請願は国の対策、県の対策、さらに拡充してほしいと、こういう趣旨ですので、ぜひ採択していただきたいと。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑、意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 ほかになければ本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 採択という声があります。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 それでは、改めましてお諮りいたします。採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

(意見書案配付)

○佐々木順一委員長 それでは、配付漏れ、ありませんか。それでは、ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 なければ、これをもって意見交換を終了いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いた

しました。

次に、受理番号第 123 号放射能から子どもたちのいのちを守り、安全で安心な環境で教育を受けさせるための請願、受理番号第 124 号放射能汚染対策を求める請願及び受理番号第 125 号福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願、以上 3 件は関連がありますので、一括議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○小山総合防災室長 それでは、関連いたしますので便宜、受理番号第 123 号、放射能から子どもたちのいのちを守り、安全で安心な環境で教育を受けさせるための請願の請願事項の 2、受理番号第 124 号、放射能汚染対策を求める請願の請願事項の 1 及び受理番号第 125 号、福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願の請願事項の 2 につきまして、一括してお配りの資料により御説明し、その後、受理番号第 124 号、放射能汚染対策を求める請願の請願事項の 2、続いて受理番号第 123 号、放射能から子どもたちのいのちを守り、安全で安心な環境で教育を受けさせるための請願の請願事項の 3 から 5 について、それぞれ担当者より説明させていただきます。

まず、放射性物質の拡散に対する県の対応状況でございますけれども、資料には掲載してございませんが、県では原発事故の発生以来、関係部局において測定、調査を行い、国が示す基準に照らしながらそれぞれの事案に応じた適切な対応に努めてきたところでございます。今回の事案は、影響が多方面に及ぶおそれを排除し切れない面がありますことから、全庁的に整合性のとれた対応を図るべく、危機管理一般を所管する総務部を中心に技術的な知見を有する環境生活部の支援を得て、庁内の情報共有や統一的な対応に向け 6 月 22 日に総務部長を本部長、環境生活部長を副本部長とし、関係部局長を構成員とした原発放射線影響対応本部を設け調整等を行っているところでございます。

それでは、請願についての説明に入らせていただきます。それでは、説明資料をごらんいただきたいと思います。説明は表側の調査項目ごとにこれまでの対応状況を説明し、その後今後の対応を説明させていただきます。第 1 番目、本県の調査の状況についてでございますが、一般環境関係につきましては福島第一原発事故前から文部科学省からの委託によりまして、盛岡市の環境保健研究センターを起点としまして空間線量率のほか降下物は月 1 回、水道水の測定は年 1 回行ってきたところでございます。事故後につきましては、定点での降下物と水道水の測定を毎日、他の市町村の水道水についても順次行っているところでございます。また、地表付近の放射線量につきましては携帯型の測定機器であるサーベイメータを使用し、県内各合同庁舎単位で、また比較的測定値の高かった胆江、両磐の地域につつま

しては旧市町村単位に細分化いたしまして、あわせて公園等の土壤に含まれる放射性物質につきましても測定を行い、状況の把握に努めているところでございます。測定結果につきましてですが、県民の健康に影響を与えるレベルではないと認識しているところでございます。

次に、右欄、今後の対応についてでございますが、大気中の放射線量を24時間連続測定を行うためのモニタリングポストにつきましては、新たに一関市、大船渡市、宮古市にも配置し、既存の盛岡市とあわせて4基で常時観測を行うこととしてございます。また、地表付近の放射線量の測定を行うためのサーベイメータにつきましては、新たに8台購入し各合同庁舎に配備して、必要に応じて市町村にも貸し出すなどによりきめ細かな測定を行うこととしております。水道水、土壤あるいは農林水産物等に含まれます放射性物質を調査するためのゲルマニウム半導体検出器を1台増設することとしてございます。

以上、3点の測定体制の強化を行うものでございます。

次に、学校関係でございます。1ページ目から、申しわけございません、2ページ目にかかりますけれども、空間線量率が比較的高い数値となっている胆江、両磐地域に所在する小中学校につきましては、県教育委員会と数校を対象に空間線量率の調査を行ったところでございます。

続いて、右欄、今後の対応でございますが、空間線量率とプールの水については調査結果がまとまり次第ホームページ等で公表することとしておりますし、またなおグラウンドの土壤につきましても現在検査を依頼中でありまして、今後も調査結果等を踏まえながら定期的に調査を実施、公表することとしてございます。

申しわけございません。2ページ目、下水処理関係に移ります。まず、下水処理による焼却灰と汚泥に係る調査についてでございますが、都南浄化センター、北上浄化センター、水沢浄化センター、一関浄化センターの各浄化センターの脱水ケーキ、これは汚泥を脱水したものでございます。都南浄化センター及び北上浄化センターの焼却灰の検査を実施、公表しているところでございます。次に、焼却灰を保管しております都南浄化センター及び北上浄化センターの敷地境界等における調査を実施、公表しているところでございます。今後の対応でございますけれども、今後ともそういった焼却灰、汚泥等につきましても継続して調査し、その結果を公表していくものでございます。

次に、農林水産物関係についてでございますが、これまで牧草、原乳、野菜、水産物を対象に放射性物質の調査を実施してきたところでございます。牧草につきましては、27市町

村で調査いたしましたところ、遠野市や一関市、滝沢村など計7市町村で放射性セシウムが乳牛、肥育牛に給餌する暫定許容値であるキログラム当たり 300 ベクレルを超過したことから、当該地域の酪農家等に対し牧草の利用自粛等を要請しているところでございます。原乳につきましては、コールドセンター、これは酪農家で生産された牛乳を一時的に冷却貯蔵する施設でございますが、県内の13施設すべてを調査したところ12施設で放射性物質が不検出、1施設で若干の放射性セシウムを検出いたしました。暫定規制値を大きく下回っているところでございます。野菜につきましては、出荷盛期を迎えておりますハウレンソウやレタス、トマトなど本県の主要な品目について、また水産物につきましては釜石市沖のミギガレイ、キツネメバルの2魚種をそれぞれ調査いたしましたところ、いずれも放射性物質は不検出となっております。なお、農地につきましては、農林水産省が水田土壌中の放射性セシウム濃度につきまして、キログラム当たり 5,000 ベクレルという上限値を示しておりますけれども、宮城県の水田及び地表付近の放射線量が比較的高い胆江、両磐地域の公園の土壌でも、いずれもがこれを大きく下回っていることから、農地の土壌の検査は行ってないところでございます。

今後の対応でございますが、牧草につきましては、資料にありますとおり暫定許容値を超過した市町村のそれぞれの地区において、牧草の利用自粛等の解除に向け、調査を継続して実施してまいります。原乳につきましては、6月末から7月までの間、県内の13施設を対象に月1回の調査を継続することとしております。野菜につきましては、出荷盛期を迎える主要6品目の主要産地を対象とした調査を終了し、今後は原発の状況、隣県の調査結果等を見て、調査の要否を判断することとしております。水産物につきましては、6月から12月まで沿岸性魚種、回遊性魚種を対象として調査を予定しているところでございます。

それから、資料にはございませんけれども、除染の態勢についてでございますが、人の除染に利用できるシャワーテントといった器材が一部保健所、これは盛岡、一関、久慈でございますが、それから消防本部、盛岡、一関の消防本部に備えてあるところでございます。また、学校等の校庭、園庭における空間線量低減策につきましては、文部科学省が福島県等に対し二つの方法を示しておりますことから、本県におきまして該当する学校等が出た場合には、文部科学省等の指導を得て低減策を実施していくこととしてございます。

○小岩農林水産企画室企画課長 私からは、受理番号第124号放射能汚染対策を求める請願の請願事項の2、放射能汚染による被害県として、東京電力に対して被害農家への賠償責任を果たすよう働きかけることにつきまして、口頭で御説明いたします。

現時点で本県におきまして実際に被害が生じておりますのは、先ほど牧草のところでお話しいたしましたけれども、本県の7市町村13エリアで、牧草のみとなっております。

原子力損害の範囲の判定などに関する2次指針におきまして、牧草の給与自粛ですとか、放牧の見合わせによりまして生じた減収分、あるいは代替飼料の購入費などにつきましても賠償すべき損害の範囲として認められております。既に酪農家などに対しましては、飼料生産に係る作業日誌ですとか、代替飼料の購入伝票、領収書、家畜の飼養日誌など損害が証明できる資料について保管するよう要請しておるところでございます。なお、実際の請求に当たりますとしましては、国のほうで生産者団体の取りまとめに基づきまして損害賠償を請求するルールを示してございますので、岩手県農業協同組合中央会では、今月中旬ごろを予定してございますけれども、県内農業団体と連携いたしまして、損害賠償請求の窓口となる県協議会を設立することで現在調整してございます。県といたしましては、被害に遭いました畜産農家が一日も早く安心して生産活動に専念できるよう、この協議会の活動を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○平藤スポーツ健康課主席指導主事兼総括課長 受理番号第123号放射能から子どもたちのいのちを守り、安全で安心な環境で教育を受けさせるための請願の中の請願事項の1、同じく3、同じく4、同じく5について口頭で説明させていただきます。

まず、請願事項の1、国に対し、放射線量の基準及びその対応について、明確な基準を示すよう早期に求めることについてであります。現在県では文部科学省が空中放射線量について屋外活動の制限の指標としている毎時3.8マイクロシーベルトのほか、放射線低減策を実施する場合の指標としている毎時1.0マイクロシーベルトなどをもとに、健康に影響を与えるレベルではないと判断しております。県教育委員会といたしましては、児童生徒の安全をより確実にするとともに、そのことを保護者の方々に正しく伝えることが必要であると考えておりました。そのため全国都道府県教育長協議会の意見交換会等の機会をとらえまして、学校の校舎、校庭、プール等の利用に関する判断基準や線量低減に向けた対応方針を明確に示すように求めてきたところでございます。今後も引き続き文部科学省等に要請していくこととしてございます。

次に、請願事項の3、子どもたちの被ばくを最小限におさえるための指針・方策などを早急に策定し、県内各自治体に対して周知徹底を図ることについてであります。学校における子供たちの安全を確保し、保護者の方々が安心して子供を送り出していただくということは、子供たちが一定時間生活する学校にとりまして必要不可欠のことであると認識しております。現在のところ文部科学省からは、全国を統一した指針・方策が示されておられません。県教育委員会としても、さまざまな機会をとらえて文部科学省に働きかけているところでございます。児童生徒の安全を確かなものとして、さらに保護者の方々に安心していただくためにその策定を要請していくとともに、関係機関と連携しながら県民に正しい情報を適時に伝えてまいりたいと考えてございます。

次に、請願事項の4、各家庭においても、放射能に対する正しい知識を身につけ、正しい判断と適切な行動ができるよう具体的に指導することについてでございます。各家庭においても、放射能に対する正しい知識を身につけ、正しい判断と適切な行動ができるようになることは、子供を含めました家族全員の安全と安心につながるものでございまして、学校としても児童生徒を通して必要な情報を家庭に伝えていくことが重要であると考えております。しかしながら、学校教育の中でそれぞれの家庭に対する指導を行うことには限界もございまして、国や県として広く住民に対して正しい情報を適切に伝えていくことが何より重要であると認識してございます。そのため、県教育委員会といたしましても、文部科学省等の情報とあわせ、県としての考え方を県民に適時適切に伝えることが重要と考えております。学校の放射線量の測定を実施し、その測定結果とあわせて県民に公表していくこととしてございます。

次に、請願事項の5、学校給食の食材の安全を確保することについてであります。学校給食につきましては、市場に流通している衛生的かつ安全な食材を使用し、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底するなど万全の体制で提供しておりまして、安全性は確保されていると認識してございます。なお、食に関する信頼性、安全性の確保につきましては行政全体で取り組むべき重要な課題でございまして、今後も関係部局と連携いたしまして食の安全を確保していきたいと考えてございます。

○佐々木順一委員長 以上で執行部の参考説明は終了いたしました。本請願に対して質疑、意見はありませんか。

○新居田弘文委員 それでは、質問します。

今説明ありました第123号、いろいろ今までの経過あるいは測定状況、それから対応策いろいろ御説明ありましたが、いずれこの請願された内容については私どもも同感というような思いで聞いたわけでございますが、この後ろへ行きまして今度は124号、125号、それぞれ請願の項目に分かれておりますけれども、例えば124号には請願事項の3、次の3点のうち、原発に頼らない安全なエネルギー政策を促進すること、あるいは125号の本文の中でドイツとかスイス、イタリア等の例も記載されておりますが、特に1の(2)あるいは(3)ですね。いわゆる原発の今回の事故に起因していろんな心配があって、今後の原子力政策についていろいろ請願者が心配しての内容だと理解いたしますが、まず紹介議員であります高橋博之委員に一つお聞きしたいのですけれども、例えばイタリア、ドイツとか具体的な国の名前も挙がっておりますが、この辺についての背景ですね。と言いますのは、多分ドイツも今度そのようになったようでございますが、実際はフランスから買電というような形で

買い取って国内需要を賄っているというようなそういう実態もありますので、そういう中で日本との違い等もどのように理解していらっしゃるのか、その辺についてお聞きしたいと思えますし、それから問題が大きいだけにみんなで慎重に議論する必要があるのではないかなと思うのです。と言いますのは、しばらく前なのですけれども、環境福祉委員会に付託された六ヶ所村の排水処理について、海洋投棄の案件についてもいろいろ専門家の先生方を招いて何回か多分審議されたというような経過もございまして、今回の問題はさらにそれを大きくした内容を含んでいるのではないかなと思えますが、その辺の所見についてちょっとお聞きしたいなと思って今質問させていただきました。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○佐々木一榮委員 第123号、第124号、それから第125号と今の執行部側の参考説明は一括していただきましたが、やっぱり中身ちょっと、それぞれ違いますので、今後質疑、また討論やるのであれば、それぞれやっぱり切り離してやらないと質疑もちょっとかみ合わなくなると思いますが、お取り計らいをお願いします。

○佐々木順一委員長 今のは質疑を3個の請願それぞれ分離して審議するべきだという趣旨ということですね。1件1件区分して。ほかに御意見がありませんか。同感ですか。よろしいですか。

（「今の意見に賛成だ」と呼ぶ者あり）

○佐々木順一委員長 それでは、三つの請願それぞれ個別に質疑、意見交換を行うことにしたいと思っております。

それでは、最初に受理番号第123号放射能から子どもたちのいのちを守り、安全で安心な環境で教育を受けさせるための請願、これについて質疑、意見あれば御発言をお願いいたします。

○及川あつし委員 ちょっと執行部に確認をさせていただきたいと存じます。

小山室長のほうから、6月22日から全庁での統一的な対応を図るために対策本部をつくったということの説明がございました。請願事項の1、国に対してこういう政策要望をしていくわけですが、これについてはどこがやられるのでしょうか。

2点目は、請願事項の2に情報の公表周知を県の責任の下に行うことということが書い

ておりますが、これについての所感をいただきたいと存じます。

○小山総合防災室長 受理番号第 123 号の請願につきましては、ここの摘要欄、環境生活部、教育委員会事務局ということで、両部局で所管するという事で理解してございます。

なお、公表の周知につきましてですが、ただいま委員御指摘のありました県の責任の下に行うことということで、現在もお話しさせていただきましたけれども、我々の責務は県民の命、安全といったものを守ることとございまして、調査結果につきましては適宜公表するということとでございます。今後もそういった形で公表してまいりたいと考えております。

○及川あつし委員 小山室長、ちょっと正確に答弁してほしいのですよ。私、何も最初に議事進行かけたのでこだわっているわけではなくて、冷静に考えれば総務部が全庁的なハンドリングするわけですよ。そうした場合に、やっぱり総務部が国に対して適宜、今暫定数値とかもいろいろ出しているのだと思いますし、いろいろ社会的な状況変わってきているので、それにあわせて国に対してやるのは総務部の総合防災室でいいのですねという確認のために聞いているのですよ。本来であれば摘要に入れてちゃんとやればいいのかもしれませんが、それにこだわるものではありません。だから、どうだというものでもありませんので、再度ここは答えていただきたいと思います。

2については、ちょっと文言ちゃんと読んでいただきたいのですが、各自治体が行っている放射線量の定期的測定と検証、これも県の責任の下に行えというのが請願内容なのですよ。これについては、県としてもきちっとやるのでしょうか。今の法令上の体系からいえば県が責任持つということにならないのですけれども、こういう緊急時であるので県がすべてというようには書いていませんけれども、一定の責任の下に検証も、情報公開も、周知もやるのですかという確認です。

○小山総合防災室長 先ほどの6月22日に設置しました原発放射線影響対応本部の関係からの御質問ということでお答えさせていただきたいと思っております。

どこがやるのかという答えになるかあれですけれども、関係部局と連携しながら最終的に全体的な取りまとめはうちが行うということもあり得ると思っております。ただ、ちょっとそこ明確に、これは教育委員会という場面もあるのかなと思っておりますので、各部局にわたるものは各部局でという考え方が基本になってございます。例えば先ほどのお話しあった農林水産部絡みの損害賠償であれば農林水産部のほうで行うという流れになってございます。関係するような形で総合的に国に要望するという場面では我々が取りまとめになるという

ように理解してございます。

○玉懸環境保全課総括課長 原子力政策につきましては国の専管事項でございますので、今回の原子力災害につきましても国の責任において必要な措置を講じるべきものと考えております。県は、緊急対応といたしまして国にかわって測定等を実施しているものでございます。こういったことから早急に国が対応するように要望しておりますが、その間は県も対応していくということでございます。

○及川あつし委員 今回請願を受けて我が会派もサインしていますので、賛成した趣旨を申し上げますと、今の玉懸総括課長の話だけでは足りない状況だと思うのですよね。ほかの請願事項でも意見として申し上げたいと思うのですが、国が、国がと待っている段階でいろんな状況が進んでくるわけですよね。後で伺いますけれども、南相馬の牛肉から検出されたと。そうすると、国が、国がと言っている間に、我々は独自にきちっとした対応をして積極的に対応しないと風評被害が起きるのですよ。ですから、国の対応だけではなくて我々もこれ以上の被害を2次的、3次的にこうむらないために積極的な対応をするべきだという意味で、今の国の法令の体系からいえば県の責務を離れていると思いますが、そこまでやれという意味でこの請願には賛成いたしたいと思っておりますので、県当局にはしっかりとした対応をお願いしたいと思っております。

○佐々木順一委員長 意見でよろしいですか。

(及川あつし委員「はい」と呼ぶ)

○佐々木順一委員長 ほかに質疑、意見ありませんか。

○久保孝喜委員 私からは請願に賛成する立場で先ほどの当局の御説明に対して、何点かお聞きをしておきたいと思っております。

発災以来かなりの時間を要したとはいえ、各般にわたっての観測、測定体制というのが敷かれて、庁内の組織も立ち上がっているということですから、これからその充実をぜひ求めていきたいと思うのですが、学校関係の説明の中で、これも初めてですが、7月6日、7日、ちょうど一般質問している日にちなわけですが、この日にそれぞれ学校関係の測定をしたということがございます。今後の対応のところに空間線量、その他結果がまとまり次第公表予定となっていますが、どの自治体であっても、あるいは他県の場合であっても、少なくとも空間線量に関して言えば即日公表したり、遅くても翌日の朝にはもう公表しているわけですよね。7月6日、7日に測定してまだ公表できないというのはいかがなものかなと思

うのですが、その辺の事情、もしおわかりでしたら御説明願いたいと思います。

○平藤スポーツ健康課主席指導主事兼総括課長 取りまとめというところでございますけれども、委員おっしゃるとおり空間線量についてはすぐに出ますが、プール水のほうが検査機関のあきの関係でちょっとおくらせております。それとあわせて公表させていただきたいと考えております。なお、土壌につきましてはさらに時間がかかりまして一緒に出すことはできませんので、空間線量とプール水について公表をあわせてさせていただくということでございます。

○久保孝喜委員 請願の文章にもあるとおり、その速やかな公表というのが県民にとっての情報として一番欲しいところだと思うのですよ。今のお話ですと、検査の結果が出る遅いほうに合わせて早いほうもまとめて出すのだという話では、これはちょっとおかしいと思いますので、検査結果がわかり次第その都度発表するというのがあるべき姿なのではないかなと思いますけれども、庁内組織を束ねる立場の総合防災室長はこの点どのようにお考えでしょうか。

○小山総合防災室長 委員おっしゃるとおりであると思います。私どももそういった格好で県民の安心を早期に得るために、ちょっと十分な調整がされていなかったことは反省いたします。今後そういった方向で考えてまいりたいと思っております。

○久保孝喜委員 あと1点だけ。最後の説明にあった農林水産物関係のところ、農地の土壌に関しては未検査、やらないということですよね。これはいかがなものかなと思うのですが、つまり比較的線量が高かった胆江、両磐地域の公園の土壌を調べただけで農地の土壌の測定が推定できるという何か科学的な根拠でもあるのでしょうか。少なくとも牧草の暫定許容値を超えた、しかも3倍以上にわたって超えたという例が県内にもあったわけですよね、県南地域で。そういうことから考えても、幾つかの調査地点あるいはさまざまな地形上のサンプリングといいますか、調査地点を設定して、巡回をして定期的に検査をするというようなことでもしない限り、事が起きてしまってから、先ほどの及川委員の発言でもありませんけれども、風評被害を防止するためには常に測定をして安全だということを発信し続けるということが何より肝要なのだと私は思っているのですが、そういう姿勢がこの文章を読んだ限りでは全く見えないなという感じがするのですが、この点はいかがなものでしょうか。

○小岩農林水産企画室企画課長 現状におきまして土壌中の規制値が設けられておりますのは米の部分だけでございます。これは5,000ベクレルということで暫定規制値が設けられておきまして、米の暫定規制値が500ベクレルになってございまして、一方移行計数とい

うものが示されておりまして、米の場合は0.1になってございます。よって、米の500ベクレルに0.1ですから土壌中の上限値が5,000ベクレルということになりますけれども、これまで水田の土壌から上限値を超える放射性物質が検出されたのは、福島県の避難指示区域あるいは計画的避難区域等に限られてございます。現状におきまして福島県、そして宮城県等を含む隣県でも水田中の土壌の検査をしてございますけれども、隣接する宮城県の水田土壌の放射性セシウム濃度につきましても98から693ベクレルほどという結果が出てございまして、基準値の5,000ベクレルを大きく下回っている状況にございます。そういうことで、現状におきましては本県では当然水稻の作付は制限されておりませんし、問題はないものと考えておりまして、予定がないという文章にしてございますけれども、今後例えば福島原発の状況ですとか、あるいは隣県の検査状況を見ながら状況に応じて適時適切に土壌の検査につきましても考えてまいりたいと考えております。

○久保孝喜委員 土壌の測定について暫定許容値があるかないかという問題も、確かに一つの検査をする根拠としてはあろうかとは思いますが、しかし今お話しあったように隣の宮城県で高くないから、したがって岩手県については積極的に検査をする必要性がないなどという論理は、少なくとも今回の放射性物質の拡散に限って言えばこれは全く根拠のない話だというのは全国の例が示しているわけですね。そういう点では、仮に頻度は低くても変化量をきちんと測定しておくという、そういう観点での測定というのは、私は行政だからこそできる話だと思うのですよね。これが民間だとかそういう会社であれば費用の問題含めて、しないということあるかもしれませんけれども、しかしそういう変化量をきちんと測定して安心を発信していくという、そういう姿勢をぜひともとっていただきたいということを申し上げて、これに対する所感、室長、もしあれば。

○小山総合防災室長 先ほども申し上げましたが、各担当におきましてそれぞれ専門的な知見もございます。それを踏まえながら、最終的には県民の安全、安心というものを求めてまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 1点だけお尋ねしたいと思います。

携帯型の空間線量率を測定するサーベイメータというのがございます。今このサーベイメータというのは、基本的に行政が調査する場合これを採用しているケースがあると思いますが、一方でいろんな週刊誌とか、あるいはその他自前で、独自で調査をしましたという場合にガイガーカウンタというものを使うということで、器材が違うということによってかなり差が出るのではないかと思うのですが、今回サーベイメータを導入してこの測定をするということについてはどういう理由なのか、ガイガーカウンタについてはなぜ採用しなかったのか、このあたりをちょっと御説明いただきたいと思います。

○玉懸環境保全課総括課長 サーベイメータの適用についてでございますけれども、サーベイメータは委員御指摘のとおり2種類ございまして、モニタリングポストを小型化したシンチレーションカウンターと、それから有名なほうのガイガーカウンタとございます。シンチレーションカウンターにつきましては、モニタリングポストと同じような測定分類になっておりまして、公定法などで利用が指定されております。一方ガイガーカウンタについては仕様が違いまして、それぞれの中身を申し上げますと、シンチレーションカウンターについては放射線の量とエネルギーを両方識別することができます。それをもって人体への影響というのが定量的に出てまいります。一方ガイガーカウンタというのは放射線の量だけしか出てこない、エネルギーは出てこないということでございます。お金の例えて恐縮なのですけれども、お金の枚数はわかるけれども、1個1個の額面がわからないと、だからお金の総額がわからないというのがガイガーカウンタでございまして、シンチレーションカウンターはお金の種類と枚数がわかるので財布の中身がわかるということでございます。こういったことで、いろんなサーベイメータ使ってはかるわけなのですけれども、ガイガーカウンタの中にもシーベルト単位で表記しているものもございまして、これは便宜的にお金を全部五百円玉とみなしてはかるというようなものでございまして、サーベイメータを使う場合には機種の種類とか、それから測定するときの角度によりまして1けた、極端に言いますとその10倍程度の誤差が出るということが指摘されております。これは私どもが研修等で先生から習ってきたことでございます。

○岩淵誠委員 大変わかりやすい説明ありがとうございました。今お聞きしましたように、サーベイメータに対する信用性とガイガーカウンタに対する信用性は根本的に違うと、こういうことなのですが、残念ながらサーベイメータとガイガーカウンタの差が一般には知られていないわけでありまして、時々週刊誌をにぎわすのはこれガイガーカウンタによる線量になっていると思います。そういう意味でしっかりとそのサーベイメータによる測定というのはこういう意味があるのだという、その背景とこういう物差しでやっているのですということきちんとやらないと、これは数字がひとり歩きしますから、そういったところまで含めてやっていただきたいと思います。

それから、もう一点だけ、県のほうでいろいろと体制を強化されているのはあるわけでありまして、一方で、市町村で独自で調査をしているケースがあると思います。これは一関市、そして奥州市の学校関係でやられているわけでありまして、ぜひこれはそれぞれが検査をして、それぞれが発表するということだと思っておりますが、互いにやはり情報統合をして一体的にやらないと全体像が見えませんか、速報性、公開性、そしてもう一つは何か幅広いところで情報提供するように工夫をしていただきたいのですが、御所見があれば。

○玉懸環境保全課総括課長 現在地表付近の放射能の測定を中心に市町村と役割分担、連携しております。測定結果についてはすべて県のホームページのほうから一元的にごらんいただける形になっております。それから、測定方法の精度の確保等につきましても、事前に一緒に現場ではかって確認したりといったことで正確な情報を迅速にお届けするように努めております。

○斉藤信委員 最初に、先ほど教育委員会が行ったサンプリング調査で空間線量率は明らかになっていると、明らかになっているにもかかわらず公表しないと、私はおかしいと思うのですよ。きのうも商工文教委員会で議論しても出てこない。委員長に取り計らっていただきたい。私は、議会が開かれているときに把握しているデータを明らかにしないということは県の姿勢にかかわる問題だと思いますよ。議会中にちゃんと公表させるべきではないですか。

○佐々木順一委員長 今のは執行部に対する・・・。

○斉藤信委員 いやいや、委員長の取り計らいを願っているのです。わかっていることだから、出なさいと言えば出るのです。

○佐々木順一委員長 それでは、後刻世話人会で検討いたしますので、御了承願います。

○斉藤信委員 ぜひ議会軽視にならないように、やっぱり把握したデータはどんどん明らかにしていくというところに県の姿勢が出るのだから、やっていただきたい。

それで、私第1の請願項目にかかわって国が明確な基準示すようにと。実は学校については20ミリシーベルトが上限で、1ミリシーベルトを目指すとなっているのですよ。こんなあいまいな基準はないわけで、私は県としても国に対して、今回こういう放射能汚染防止について国にきちんとしたやっぱり提言なり申し入れなりしているかどうか、まずそこをお聞きしたい。

○小山総合防災室長 ただいまの斉藤委員の質問にお答え、ちょっとできません。その確認はしておりません。今その情報が入っておりませんので、御容赦願いたいと思います。

○斉藤信委員 先ほどの説明で総合防災室長も、県民の健康に影響を与えるレベルではないと認識していると、これは平藤スポーツ健康課総括課長もそのように説明しました。しかし、奥州市が行った放射線量の独自調査、これは胆江日日新聞の6日付に出ているのですが、

田原中学校は校舎軒下で時間当たり 0.76 マイクロシーベルト、年間当たり 3.12 ミリシーベルトですよ。母体小学校は 0.79 マイクロシーベルトで年間 3.28 ミリシーベルト、胆沢第一小学校は 0.85 マイクロシーベルトで年間 3.60 ミリシーベルト、衣川中学校は 2.41 マイクロシーベルトで年間 11.80 ミリシーベルト、こうなっているのですよ。だったら 1 ミリシーベルトを超えるではないですか。こういうことが出ているわけだから、この測定結果は、全く県民の健康に影響を与えるレベルではないと簡単に切り捨てられないのではないですか。

○平藤スポーツ健康課主席指導主事兼総括課長 マイクロシーベルトの関係でございますが、4月19日付の文部科学省から出ております通知では、3.8 マイクロシーベルト以上の空間線量が計測された学校においては、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である。これにつきましては、年間 20 ミリシーベルトの考え方で 3.8 マイクロシーベルトでございます。5月27日に出ております 1 ミリシーベルト、年間の関係でございますが、これにつきましては文部科学省からの文章にはこのように書いてございます。今後できる限り児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度学校において児童生徒が受ける線量について当面 1 ミリシーベルト年間を目指すということでございますので、単純に例えば 0.85 毎時が出ましたので、それを 24 倍して 365 倍するというとらえ方ではなくて、学校において年間の積算で 1 ミリを超えないように努力しようというのが 5月27日のものでございます。したがって、これにつきましては文部科学省のほうでも時間当たり何マイクロシーベルトという数値は出しておりません。便宜 20 を 1 に換算するので 20 分の 1 で 0.19 というようなお話があちらこちらにありますけれども、そういう趣旨の 1 ミリシーベルトではないということをお理解いただきまして、大丈夫だという判断をしているところでございます。

○斉藤信委員 そこがあいまいなのですよ。20 ミリシーベルトは 1 時間当たり 3.8 マイクロシーベルトだと、こうなっているのですよ。では、1 ミリシーベルトはどうかと、ないでしょう。20 分の 1 にすると 0.19 マイクロシーベルトなのですよ。千葉県のはそれを基準にした。国が決めてないから。私が今言ったのは、衣川中学校で 2.41 マイクロシーベルトですよ。年間当たり 11.8 ミリシーベルトですよ、これ。3 で割ったって 3 ミリシーベルトになるのですよ、これ。こうした事態は極めて問題なのではないですか。それで全く問題がないということではだめなのではないですか。

○平藤スポーツ健康課主席指導主事兼総括課長 そのデータにつきましては、軒下の砂利というところから出てきているデータでございますが、高い数値出ておりますので、早急にかちんとした形ではからせていただいて、それなりの対処をしたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○佐々木順一委員長 齊藤信委員に申し上げますが、請願の採択、不採択を審議するための審査でありますので、請願の趣旨を踏まえて質疑されるよう議事進行に御協力をお願い申し上げます。

○齊藤信委員 請願項目に対する説明があったので私は聞いたので、いずれにしてもこれは本当に軽視できない状況に今なっているので、ますますこの請願の採択は重要だと。終わります。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 それでは、ほかにないようでありますので、受理番号第 123 号放射能から子どもたちのいのちを守り、安全で安心な環境で教育を受けさせるための請願の取り扱いはいかがいたしますか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 採択。ほかに御意見ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 それでは、採択との御意見があります。再度確認いたしますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 124 号放射能汚染対策を求める請願につきまして、質疑、意見がありませんでしょうか。

○及川幸子委員 受理番号第 124 号ですが、以前私は環境福祉委員会に所属しておりました。あのときは高橋博之委員も一緒にやらせていただきましたけれども、そのときに環境福祉委員会の 9 月定例会、平成 20 年でしたけれども、9 月定例会に請願が何と 9 本上がって

きたわけです。その中の一つに平成20年10月3日、「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法の法律制定を求める請願と、平成20年10月6日、3日後です。岩手県を六ヶ所再処理工場の放射能汚染から守ることについての請願、この二つが上がってまいりました。私ども常任委員会の委員は大変大きな問題であると苦慮いたしました。そうした結果、2カ月ちょっとかけてこれはやっぱりもっともっと勉強しなければならないということで六ヶ所村にも行きました。そして、中央から大学教授、放射能の関係で原子力に賛成の教授、反対の教授、本当に多くの勉強をした結果、12月議会で不採択となったわけですが、私どもそのように環境福祉委員会、その常任委員会にかけられてきた請願は一生懸命勉強しなければイエス、ノー、やっぱりそれは出させないと思っております。そこで、高橋博之委員に後ろのほうからお聞きしたいのですが、この請願を出すについて筆頭の紹介議員になっていきますけれども、どの程度現地に行かれたり、いろんな方のお話を聞かれてこの紹介議員になられたのか、まずお伺いしたいと思います。

○高橋博之委員 先ほど新居田委員からも同様の質問がありましたので、お答えをさせていただきますが・・・。

(「さらっと」と呼ぶ者あり)

いや、さらっとでは済まないのですね。話そうと思えば1時間ぐらいになってしまうのですが、ちょっと手短かに話したいと思えますけれども、六ヶ所村の再処理工場のときは今御指摘がありましたように勉強してきました。あのときは2人の専門家を京都大学の原子炉実験所から招いて、片方の方は海に拡散して希釈するから問題がないと、もう一人の方は濃縮するから問題があるというのは小出先生ですけれども、全く同じ研究所にいる方が全然違う意見を言っていたわけですね。環境福祉委員会でも考え方が分かれたわけですが、あのとき私は、いや、どっちが正しいのかわからないと、2人とも専門家が全く正反対のことを言っている以上やっぱり予防原則という立場に立って、一たん問題が起きてしまってから取り返しのつかないことになるので、私はやはり問題だろうという認識で、その後一般質問等でも議論させていただきましたが、結果として反対多数で請願が否決をされたと、こういう経緯がございます。

今回福島原発の問題がありまして、私は状況が一変をしたと思っております。まず、安全神話が完全に崩壊をしたと。あえてここでは原子力村の利権構造については申し上げませんが、いずれ世論調査の結果を見るまでもなく世論も一変いたしました。恐らくきょうだったと思うのですが、全国知事会に滋賀県の知事と山形県の知事が出席しておりますが、2人とも明確にやはり脱原発にかじを切るべきだという提言を全国知事会に出されているそうであります。したがって、すぐに全部やめろということにはならないと思えますけ

れども——それは非現実的だと思いますが、老朽化したものについては廃炉にし新設をしないと、その期限も明示をするべきというのは、私は当然責任ある対応としてやはり国に対して迫っていかなければならないと思います。あわせて、ドイツの例も先ほどありました。ドイツは原発が 17 基あって、日本の場合は 54 基あってドイツよりも依存度が高いわけですが、確かに日本の場合は島国ですので、ほかの国から電気を輸入することはできません。自然エネルギーに移行していかなければならない。しかし、自然エネルギーもコストがかかってそう簡単ではないということなのですが、さりとてこのまま引き続き原子力政策を推進していくということをやはり認めるわけにいかないという、これは価値観というか、考え方の相違、これは埋まらないのだと思うのですね。いずれためらわずにサインをさせていただきます。

○及川幸子委員 突然申しわけありませんでした。高橋博之委員のその気持ち的には私もくみたいと思っておりますが、やっぱりきょうこういう請願が上がって、ここでイエスとかノーとか決めるのは本当に拙速過ぎるのではないかと思うわけです。お話がありましたけれども、ドイツの例、17 基、日本では 54 基のうち 19 基が稼働しておりまして、6 月でもう原発の稼働率は 36.8%、この請願の中には原発に頼らない安全なエネルギー政策を促進と書いております。だったら、今その安全なエネルギー政策というのはどういふのを考えられるでしょうか。ごめんなさいね、博之委員、もう一度。

○高橋博之委員 現時点では、先ほども申し上げましたが、安全がまだ確認されていませんけれども、老朽化したものについては廃炉にし新設をしないということを決めて、自然エネルギーに漸次シフトをしていかなければならないと思っております。それで、電力量を賄えないということであれば、その賄える電力の量で成り立つ幸せあるいは生活を目指すべきであると。安心、安全な生活環境がなければ経済活動も成り立ちません。今逆さまになってしまっていると思います。そのように私は思っております。

○及川幸子委員 前回の請願についても約 2 カ月ちょっと時間を要してやらせていただきました。私は、一概にこの請願がだめだとかそういう意味では申し上げてはおりません。もっともっと私どもは精査しながら、いろいろな人の意見を聞きながら代替のエネルギーはどういふものがあるか、そういうのもやっぺいかなければならないのではないかなという気持ちで話したわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○高橋博之委員 これ以上お話ししても意見の相違ということになるのだと思うのですが、いずれ幸子委員のお考えは幸子委員のお考えで、私の考えは精査するまでもないというか、現実に山形県と滋賀県の知事は、県の最高責任者が政治家としての価値判断で脱原発にかじを切るべきであると、このように言っております。私もあるいは私の会派も議論をさせて

いただきましたが、これはもう価値観の問題でありますので、我々としては、これは精査するまでもなくすぐに判断できるということで、この文章を読んでも促進をするということですから——今すぐに、例えばあした原発全部とめてもう反原発だということであれば乗れませんけれども、この文言がどこが問題なのか私はちょっとなかなか理解ができません。

○及川幸子委員 今後においても電力の安定供給が大事になるのだと思っております。私どもは9月に改選期がありまして、本当に間もなくどうなるか、これからの県議員としての位置、それもわかりません。ですから、私どもはもう少し慎重にこの論議を続けながらこの問題を取り上げていきたいと、そのように思っております。

○佐々木順一委員長 意見ですね。取り扱い含みの質疑、意見交換になってきましたが、ほかに質疑、意見ありますでしょうか。

○新居田弘文委員 先ほどもお聞きしましたけれども、議事進行かかりまして——では再度お聞きしますけれども、高橋博之委員に先ほど聞こうと思った話については既に終わっていますから、それについてはあえて質問いたしません。ただ、現実的に今お話しありましたように、いろいろ原子力の得る発電量の比率の問題とか、それから産業か、国民生活幸せかという議論もありましたけれども、実際問題今 15%の節電目標でも、いろいろな産業界で支障があるほか一般国民生活にも非常に影響あるという中で、今後どうすべきかという話でございますが、確かに東京電力の事故をまつまでもなく、やっぱり原子力については本当に安全かというのはかなり疑問を持たれた今回の事象ではないかなと、そのように思っております。ですが、今すぐそれをとめるわけにはいかない国内的なそういう事情もありますので、つまりいろんな御意見皆さんあると思います。いや、反対だとか賛成とか、あるいはもう少し研究しなければならないと。そういう意味で、今及川委員もお話しありましたように、議員の任期は任期としてやっぱり慎重にみんなでもう少し勉強して結論を見出しても決して遅い話ではないと思います。というのは、さっき高橋博之委員も言いましたように、すぐあす、あさつての話ではないというようなこともお話しありましたので、やっぱりここは議員としても慎重に勉強する機会を設けて結論を導き出してほしいなど、そのように思います。したがって、委員長のほうにはそのように取り計らいをお願いしたいと思います。

○佐々木順一委員長 はい、承りました。答弁はいいですね。

○新居田弘文委員 要りません。

○及川あつし委員 請願に賛成の立場で意見を申し上げつつ、また質問もいたしたいと思っております。

いろいろ今も質疑交わされたようでありますが、中長期的なエネルギー政策についてこの場で判断すべき、するべきでない、いろんな意見があるのも承知をしております。ただ、今回請願事項の2で放射能汚染による被害県として、東京電力に対して被害農家への賠償責任を果たすよう働きかけること。ここについては極めて緊急的な課題であり、今定例会においてぜひ採択をお願いしたいと思います。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのは、先ほど小岩課長のほうから牧草の関係での賠償のスキームの説明がありましたが、私は、本来はこれを上回る形で東京電力には要求するべきところは要求するべきだと考えております。そこで、参考のため伺いますが、例えば今子牛の価格かなり下がっていますよね。これも僕は間接的な放射能汚染の2次的な風評被害のたぐいかなと思っています。ここについて賠償も本来はやるべきだなと、なかなか認めないと思いますが、県としては言うべきだと私は思っております。

また、お尋ねしたいのは、先ほども言及しましたが、南相馬市産の和牛から一定レベルを超える放射性物質が検出されたということで、本県のブランド牛を守るためにはやっぱり積極的に、どの程度まで検査をやるのかという問題は残るにせよ、やっていかなければいけないと思うのですね。しかし、この費用というのは、本来は必要がなかったものであって、これこそまさに東京電力に僕は求めるべき費用の範囲ではないかと思っています。質問は今後の牛肉の検査体制、ブランドを守るためにどうするのか、東京電力に対してこの部分の費用負担も求めるべきだと思いますが、その点についての所感を伺いたいと思います。

○小岩農林水産企画室企画課長 ただいまの及川委員の御質問の件でございますけれども、まずその価格が下がっている、確かに枝肉価格もかなり下がってきておまして、これは東京電力というよりもそもそも非常に環境が悪化してしまして、高級牛肉を買えないという状況がありまして枝肉価格については下がっておるのではないかと認識しておりますけれども、事福島に関しましては、きょうの新聞にも載っておりましたけれども、子牛価格もそうですし、福島産の枝肉は急落しております。これはまさしく東京電力の被害、これはまさしく被害として賠償していいものではないかと考えておりますけれども、翻りまして本県の場合どうかということでございます。本県につきましては、現状において牛につきましては岩手畜産流通センターであったりとか、野菜につきましては全農県本部であったり、魚につきましては県漁連等々から風評被害についてあるかどうかについて実は聞いておまして、現状においては本県産のものにつきましてははないという回答は持っておりますけれども、今後どのようになるかわかりませんので、本県につきましては、いわて牛ですとか前沢牛のブランド牛を持っていますけれども、これを守らないといけないという観点では私も同じですので、これからちょっと勉強いたしまして、必要に応じて国のほうとも協議い

たしまして検討してまいりたいと思っています。事実農林水産省のほうでは福島、そして福島を取り囲むような宮城とか山形、茨城、栃木、群馬等につきましてサンプリング検査を考
えておるようですので、そういう動向も見ながら進めてまいりたいと考えてございます。

(及川あつし委員「了解」と呼ぶ)

○佐々木順一委員長 よろしいですか。

○及川あつし委員 はい。

○嵯峨耆朗委員 判断するというか、参考までに確認したいのがあるのですけれども、せんだって農林水産省で放射能に汚染された汚泥を肥料として使っていいというようなことを許可したとかというのを聞いています。これ本当ですかね、どうですか、肥料として。

○小岩農林水産企画室企画課長 ただいまの嵯峨委員のお尋ねですけれども、汚泥肥料の扱いに係るものでよろしいでしょうか。これに関しましてですけれども、農林水産省は6月24日に肥料原料として利用される下水汚泥などの放射性セシウム濃度の基準を定めております。通知では、放射性セシウム濃度が200ベクレルパーキログラムを超える原料汚泥などを使用した肥料を流通させてはならないということで、この200ベクレルパーキログラムを超える分につきましては流れないというような通知は出てございます。逆を言いますとそれ以下であればオーケーであるということだと思えます。

○嵯峨耆朗委員 200ベクレル以下であれば流通している可能性があるということですよ。しかも、公共下水道の汚泥と集落排水の汚泥と別扱いになっているようですけれども、公共下水道の場合は200ベクレル以下でも広域に流通する可能性があるという認識らしいですが、結局岩手県なんかでも使っている可能性あるのかどうかということを確認したいところです。それ自体問題だと思うけれども、どうなのでしょう。

○小岩農林水産企画室企画課長 ただいまの御質問は、汚泥堆肥が県内でも流通しているかどうかというお尋ねでしょうか。現状におきましては、県内におきましても肥料原料として使われて流通してございます。

○平沼健委員 現在この第124号の請願について、今回のああいふ福島原発の重大事故見れば原子力発電というのは、当然これは否定したくなる、そうだと思います。ただ、やはりこの場で原発を完全に否定するというわけにはいかないと思っております。

(高橋博之委員「否定じゃない」と呼ぶ)

というのは、やっぱりこれは経済的な、あるいは産業界のことも考えていかなければならない。自然エネルギーにかえていくのは当然必要なことですし、自然エネルギーあるいは再生可能なエネルギーの進捗によって原発を減らしていくというか、そういうような形で相当時間をかけてそういう方向に行くべきだと私は思っておる一人でございます、そういうようなことが一つ。

それから、やはりこれ自然エネルギーはコスト的に高いわけですし、それを、では国民が電気料を上げていいのかということ、またこれは大きな議論が出てくるわけですので、私は今回のこの第 124 号、それから第 125 号も次に続くのですけれども、これはこの場で早急に賛成、反対というわけにはいかないと思っておりますので、そういう考え方です。

○佐々木順一委員長 御意見でよろしいですか。

○平沼健委員 はい。

○斉藤信委員 まず、この第 124 号の請願項目を厳密に見ていただきたいのです。1 項目めは、先ほど議論をした放射能汚染の調査、情報提供、除染の体制ですから、これは基本的に合意済みと。2 番目は、放射能汚染による被害県として、東京電力に被害農家への賠償責任を果たすよう働きかけると、県の答弁からいっても私は一致できる。問題は 3 番目ですね。3 番目は、一つは、一日も早い原発事故の収束の道筋を示せということですから、これも全く問題ないのではないかと。(2) は、原発に頼らない安全なエネルギー政策の促進ですよ。原発をやめろと書いていないのですよ。この程度のことで反対するというのであれば、その論拠を示していただきたい。これ原発をやめろと書いていないのです。こういう事故が起こったら原発に頼らないエネルギー政策を促進するのは当然のことではないでしょうか。三つ目は、東京電力の賠償責任を明確にするということですからね。これ次の第 125 号の請願と中身がかなり違うのですよ。だから、これは、第 124 号は第 124 号で厳密に項目ごとに審査していただきたい。

それで、私は福島原発事故で情勢が劇的に変わったと思っています。そして、政治のあり方が問われているのですよ。政党や議員のあり方が今根本から問われています。6 月 19 日付の岩手日報に載った全国世論調査、廃炉推進 82%です。これはきょう付の朝日新聞でも一番新しい世論調査が出ましたが、原子力発電を段階的に減らし、将来はやめることに賛成ですか。賛成 77%ですよ。国民の圧倒的多数が今廃炉推進、将来的には原発やめるべきだと、そういう劇的な変化が起きて、実は福島県自身、原発を推進した県が原発に頼らない新

しい福島県のあり方を提案しているのです。原子力に依存しない、安全、安心で持続的に発展可能な社会づくりというのが復興方針の基本理念です。推進してきた福島県知事も今脱原発ですよ。原発事故というのは、このぐらい情勢の激変というのを示したわけですね。なぜかという、この事故を通じて原子力発電というのが安全性の確立していない危険なものだということが明らかになった。一たび事故が起きて、放射能が放出されるとそれを抑える技術がない。それだけではなくて、放射性廃棄物、この処理処分も決まっていないのですよ。原子力発電というのは極めて不完全、未完成の技術、そしていまだに福島事故は収束さえ見通しがない状況でしょう。私は、そういう意味でいけばまさに政治の場でも、国民の意識でも劇的にこれは変化しているときに、124号のこの請願項目一つ一つを丁寧に読めば当然これは賛成してしかるべきで、この項目に反対するというのであれば明確な根拠を示して議論すべきだ。私はしっかり採択すべきだと思います。

○佐々木順一委員長 齊藤信委員に申し上げますが、意見としてよろしいですか、今のは。

○齊藤信委員 いいですよ。反対という人がいれば、項目に基づいてどういう理由で反対なのか明確に言うべきだよ。

○渡辺幸貫委員 原発につきましては、京都議定書を初め世界でも二酸化炭素から脱しようということで、ついこの間まで日本でもそれを認めて原子力はまさに、さっきお答えがありました。原子力は国の専管事項だというお話がありました。そうしてきょうまで進められてきて、この責任は東京電力にあるということですが、これについては与謝野経済財政政策担当大臣もそうではないと、これは国がやってきたのではないかというお話もありましたし、経団連会長も、国の政策に基づきながらみんなで力を合わせてきたことに対して、一企業に責任を負わせるのはいかなものかという発言も皆さんも記事としてごらんになっていると思います。ですから、この趣旨はその賠償責任を明確にするようにという点については、まだまだ国も我々もやっぱり原因をよく調べて、そしてまた全体を見ながら、世界なり日本の今日までの動きをよく精査してから決められるべきだと私は思います。そういう意味では、この特に3番の賠償責任などは時期尚早な意見ではないかと私は思います。

○佐々木順一委員長 事実上の意見交換に今入っていると思います。よって、質疑はこれをもって打ち切りとさせていただきますと思いますが、これでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 質疑終了といたします。それでは、受理番号第124号放射能汚染対策を求める請願の取り扱いについて、改めてお諮りいたします。

○及川あつし委員 質疑、意見交換の中でも申し上げましたとおり、緊急的に取り組むべき事項もあると我々は判断をいたしておりますので、この場において採択をしていただきまうようお願いを申し上げます。

○佐々木順一委員長 採択すべきとの意見であります。ほかにありませんか。

○斉藤信委員 私も項目ごとに採択していただきたい。それで、今渡辺幸貫委員から東京電力の賠償責任を明確にするということに何かちょっと異論が出ましたけれども、東京電力に第一義的な責任があるというのははっきりしているのですよ、これ。原子力損害の賠償に関する法律でもそうなのです。第一義的には東京電力に責任があるのです。東京電力が支払い困難なときに国が責任を果たすと、こうなっているのですよ。東京電力に第一義的責任がないなんてことは絶対あり得ないので、これは事実の問題ですから、そのことは私指摘しておきたいと思ひます。项目的に採択していただきたい。

○佐々木順一委員長 採択、項目ごとという意見であります。ほかに。

○伊藤勢至委員 もっと早くしゃべろうと思っていたのですけれども、どなたかが触れると思ったので言いませんでしたが、やはり今回は順序を間違っはいけないと、沿岸の被災をした人間としては思ひます。3月11日に大きな経験したことのない地震があつて、大津波が来て岩手県沿岸を中心とする大変な犠牲者が出ました。いまだに行方不明者もいます。そして、そういう人を捜索している中で同じ津波で福島原発も被災をいたしまして、今いろんなことで影響を与えているわけでありまう。今一番福島原発に求められているのは、不勉強でよくわかりませんが、根本のそのもとをとめるという、冷温停止というのでしょうか、それに向かつて今努力をしているはずなのですね。まず、根本をとめる。そういうことが一番基本にあつて、今放射能がどうのこうのつていう話は元寇の役ではありませんが、蒙古襲来のような、放射能イコール蒙古みたいな形になつて非常に好ましくない。もっと冷静な判断をするべきだと思ひます。したがいまして、反対とか賛成とかという意味ではなくて、私自身そもそもいろんなこの放射性物質の名称もよくわかりません、あるいは数量単位もよくわかりません。したがいまして、そういうことをもう一度勉強し合いながら、何も判断を今ここで出せばとまるとか、とまらないとかそういうものではない。それが1点でありますので、せつかくの特例任期をいただいたこの任期の中でまだ時間もありますので、そういう議論をもう少し深めるべきだというのが一つであります。

それから、もう一つ、我々岩手県が電力自給率といひますか、自分のところの電気をどのくらいつくっているのだ、自給率がどのくらいあるのだという話からこれは始めるべき問

題だと思っております。平成 22 年度、岩手県は何と自給率は 24.6%です。4分の1にもいってないのです。今回の大震災で 60 万世帯が停電をしたと思いますけれども、60 万世帯のうちこの理論でいきますと 15 万世帯ぐらいしか電気がつかなかったのです。4分の1ですから。そういう状況の中にあって、あの電気が、この電気がという話がとてもできるベースにない。岩手県全体で使う電気量は 162 万キロ、平成 22 年度、青森方面から 45 万キロワット繰り入れをしてもらっています。それから、秋田方面から 40 万キロワット、そして宮城方面から 52 万キロワットを買電といいますか、岩手県は買っているのですよ。こういったものがびたっととまったらという議論から始めませんと、もちろん放射能というのはどうにもならないものかもしれませんが、そういったものをベースにしながら気持ちを切りかえていくということも必要だと思いますので、あえてきょうこの場で採択とか不採択とかしないで、まだある時間を有効に使って、そしてもしどうしてもそこで結論が出なければ、来るべき 9 月 11 日に我々また選良ということで選んでいただける立場もあるわけですので、そういうときに県民の声を聞いて集まってきて議論をしてもいい。そのように思いますので、第 124 号、第 125 号ともに放射能という字が書いてある以上関連しますので、今議論するのはよろしくないと思いますので、継続をしてもう少し議論を深めたいと思います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○佐々木博委員 会派でちょっと議論したいこともございますので、休憩をお願いしたいと思えます。

○佐々木順一委員長 ただいま佐々木博委員から休憩の議事進行がありました。当職で整理いたしますと、採択すべしという意見と、結論を出さないとする意見と、こう理解しております。事柄の性格上、今休憩の申し入れもありましたので、委員会としてこの請願に慎重さを持って対応するために暫時休憩をさせていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

（休憩）

（再開）

○佐々木順一委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

改めて受理番号第 124 号放射能汚染対策を求める請願につきまして、取り扱いについて御意見を求めたいと思えます。

○工藤大輔委員 先ほど来の議論を踏まえると、さらに審議を深めた上で判断すべき内容が含まれていると思います。今任期の定例会は今回限りとなることから、何らかの結論を出さなければならないということではありますが、現段階では判断をしかねる部分があり、慎重を期すために本請願の取り扱い結論を出さないとすることが妥当ではないかと考えます。委員長において取り計らいをお願いします。

○斉藤信委員 これはやっぱり請願者の請願に対して、それぞれの議員一人一人がどう責任を持って対応するか問われているのですよ。6月議会というのは最後の議会ですよ。ここで採択しなかったら事実上の不採択なのです。だから、反対する人は不採択になるのだったら不採択にしたらいいではないですか。私は、これだけ情勢が激変して、今東日本大震災津波と福島原発事故というのは日本の最大の課題ですよ。そして、その原子力発電のあり方が根本から問われて、福島県が原子力に頼らない新しい復興計画を決めようとしているときに時間をかけて次の議会がないのにやろうという無責任な態度はとるべきでない。委員長に聞くけれども、ここで採決しなかったら事実上不採択でしょう。事実上不採択だということであれば、私はちゃんと白黒つけて賛成、反対をはっきりさせるべきだ。

○佐々木順一委員長 採択の意見が出ました。そのほか。

○及川あつし委員 休憩前と同様でございまして、今委員会で採決をし、採択をするべきということでお取り計らいをお願いいたします。

○佐々木順一委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 それでは、整理いたしますと、結論を出さないという意見、それから採択すべしという意見、あわせて斉藤信委員から項目ごとに採択すべきという意見が生きていると思います。三つの御意見が今出ておりますので、この取り扱いについて委員会として慎重に対応し、しかるべき結論を出したいと思います。ついては、先ほどの斉藤信委員から議事進行がありました。これは世話人会の開催を皆さんに告知しておりますので、それも含めて請願の取り扱いについて世話人会で協議をしたいと思っておりますので、暫時休憩をいたします。

○斉藤信委員 休憩の前に。ここで採択しないということはどういうことなのか、これを事務的に教えてください。そういうことがあるのか。審議未了ということなのか、審議未了は廃案と、そのこともはっきりさせて世話人会の結果を示してください。

○佐々木順一委員長　それも含めて世話人会で協議いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○佐々木順一委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤信委員から申し出のあった資料については、お手元に配付いたしております。資料の内容について説明を求めます。

○平藤スポーツ健康課主席指導主事兼総括課長　遅くなりまして大変申しわけございませんでした。お手元に配っております資料ですが、シンチレーションサーベイメータによる空間線量の計測の結果でございます。測定年月日は7月の6日、7日ですが、上から三つの一関市、藤沢町が7月6日、下三つ、平泉町、奥州市が7月7日に測定したものでございます。測定条件ですが、レンジとございますが、この0.3というのはゼロから0.3の範囲に最初セットして計測をして、それが振り切れた場合には1.0の範囲で計測したというものでございます。1階教室中央付近とグラウンド中央付近を30秒間隔で5回計測いたしましてその平均をここに記載してございます。いずれの数値につきましても屋内活動制限の指標の3.8マイクロシーベルト毎時、それから放射線低減策を実施する場合の指標1.0マイクロシーベルト毎時は下回っております。

○佐々木順一委員長　次に、齊藤信委員から確認を求められていた、本請願について結論を出さないとしたときの効果について、御説明を申し上げます。

請願について、結論を出さないと判断した場合の取り扱いについてであります。地方自治法第119条の規定に従うと、会期中に議決に至らなかった事件は、次の議会に継続しないとされており、審議未了として取り扱われます。

なお、先例により、審議未了の請願については、請願陳情審査報告書に記載しないこととされており、本会議では議決対象にならないものであります。

以上でありますので、御了承願いたいと思います。

次に、本請願の取り扱いにつきましては、世話人会としてはまとめることができなかつたため、委員会で採決を行うとの結論に至りました。

よって、これから採決を行いますが、採決方法について御説明をいたします。結論を出さないとの御意見と採択の御意見がありますので、まず結論を出さないことについてお諮りし、結論を出すことになった場合には、項目ごとに採決を行いたいと思いますので、御了承願います。

なお、本請願の採決の前に御意見があれば、改めてお伺いをいたします。何か御意見がありますか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○久保孝喜委員 取り扱いに関する委員長のただいまの御説明と、その前の手続に関する説明について若干確認をしておきたいと思ひまして御質問をいたします。

今委員長のほうからも説明があつたように、議会で何らの意思決定もしない当該事件というのは、事実上廃案となるということにされております。私どもの任期は9月10日までであります、この後特別委員会の予定が8月上旬にもあると聞いております。結果的に本会議が開かれない以上、委員会でどのような結論であっても本会議で何らかの意思決定がされるということはないわけで、その意味ではこの場で意思決定をしていくというのは一つの方法としてはあり得るだろうと思ひますが、ただし事は請願の問題でありますし、なおかつ先ほど来質疑があつたように県民注視の中で県民の健康や命にかかわる話でもございます。したがって、議会で何らの意思決定もしないということは、我々がみずから決めた議会基本条例の真摯で誠実な議論を重ねるといふ趣旨からしても、なおまだ委員会の予定があるにもかかわらず早々に廃案を決めてしまうという意思決定は、いささか疑問が残るかなと私は思ひておひまして、その点では議会運営の文章の中にも審査未了というのはルールにはなく、議会内部の事実問題であつて、政治的操作でこのようにするのであるといふ解説文章もござひます。したがって、議会基本条例の理念に沿えば、この後本会議での議決がこの任期中にあとないとするのであれば、何らかの意思決定といふのを私はやるべきだろうと、本委員会において議会意思を決定するといふことがあつてしかるべきだと、何らの意思決定もしないといふ取り扱ひは議会基本条例の理念に反するのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○佐々木順一委員長 御意見として承りました。まず、一つは世話会の決定事項であるこ

とが第1点。さらに、請願の採否は判断しないものの、結論は出さないとの判断を下すことがより前向きな対応であり、本県議会では、任期満了前の定例会においては、従前からそのように判断をしておりますので、御了承願いたいと思います。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○佐々木順一委員長 それでは、進行いたします。改めて本請願の採決の前に御意見があればお伺いいたします。何か御意見ありますでしょうか。

○高橋博之委員 本請願につきましては、やはり採択をするべきであると思います。理由は、採択すべきではないという根拠として先ほど指摘をされておった、今回意思決定をやはりすべきではないと、もっと慎重に検討するべきであると、あるいはまだ勉強不足であるということでありましたが、仮にこの内容でこの3の(2)、原発に頼らない安全なエネルギー政策を促進することとなっていますが、これがもう今すぐにやめるのだとか、あるいはそこまでいなくても期限を区切って明示をして、ドイツは2022年ということではありますが、この文言にも数字が入って期限が区切られているのであれば、やはりその期間内における自然エネルギー導入のコストや本県経済に与える影響など十分に検討しなければならないという理屈はわかるわけですが、ここで問うているのは方向性の問題であります。今国が2030年までに新しく14基新設して、原発の依存度を50%に高めるといような方針を出してしまして、それを是とするのか、あるいはそれはもう認められないと、老朽化したものについては廃炉にして新設は認めないと、こういう方向性をいわばこの文言は問うているわけでありまして、あれだけの問題がまず起きて、しかも同じ東北の福島県で問題が起きたと。本県は原発がございませんが、両わきの青森、宮城が原発を抱えております。3.11から4カ月経過をいたしました。勉強不足あるいは慎重に検討しなければならないという理由は、この時点で意思決定ができないという論拠にはならないと思いますので、採択するべきであると思います。

○斉藤信委員 私は、これを採決しないというやり方に強く反対をいたします。採決すべきだと。それは県民から提案をされた請願に対する県議会の誠意ある態度だと思います。具体的には、今回出された請願の大きな項目は、一つは放射能汚染の調査、そして情報提供、除染の対策であり、二つ目は被害農家への賠償責任を果たすよう働きかけること、そして3番目には、これは三つ項目ありますけれども、原発事故の収束の道筋を示すようにさらなる方策をとること。そして、二つ目は原発に頼らない安全なエネルギー政策を促進すること。三つ目は東京電力の賠償責任を明確にすること。これらは全く難しい課題ではありませんよ。議論になるところは、原発に頼らない安全なエネルギー政策の促進ですが、原発に頼らないというのはここには原発廃止一言も書いていないのですよ。福島原発事故が国内、世界に大

きな影響を与えているときに原発に頼らない安全なエネルギー政策を促進するというのは、これは圧倒的多数が、国民が合意できる内容ですよ。こういう項目に対して賛否が明らかにできないと、これほど無責任な態度私はないと思うし、その他の緊急な請願項目までこれで廃案にするということは、まさに県民に対して背を向ける態度だと言わなければなりません。全国では既に218の自治体で決議や意見書が採択をされております。そして、私が質疑の中で紹介したように、岩手日報に掲載された全国世論調査では、廃炉推進が82%、きょうの朝日新聞の世論調査では、段階的に原発を減らし、やめるということに賛成が77%です。今国民の圧倒的多数が原発の廃炉と、やめるという、そういう方向に大きく意思を固めているときに、岩手県議会がそれより緩やかな項目に対してもまともに賛成、反対が意思表示できないというのは極めて情けない態度だと言わなければなりません。事故のあった福島県自身が、知事を含め原子力に依存しない、安全、安心で持続的な発展可能な社会づくりというのを福島県の復興方針で明記をいたしました。私は、そういう意味では今度の請願というのは、まさに福島県民も含めて岩手県民の圧倒的な総意にこたえたものだと思います。

最後ですが、自然エネルギーへの転換というのは世界の流れです。世界的には原発の電力より再生エネルギーの電力のほうが多いのです。環境省などの試算によると、再生エネルギーは原発すべての40倍もの潜在的なエネルギーを持っていると、風力発電だけで原発40基に相当する潜在的な量を持っていると、こうなっているのですよ。原発推進政策が再生エネルギーを本格的に導入する障害になっている。これもまた私は明らかだと思います。今度の請願は、私はそういう点でどこから見ても難しくない、圧倒的にこれは県民が合意できる内容だし、これについて採決もしない態度をとるべきではないと、堂々と项目的に採決をして態度を明らかにすべきだと。

○久保孝喜委員 私からは大きく二つ申し上げたいと思います。

一つは、先ほど議事進行でお話をしたように、議会で何らの意思決定もしないというあり方については、私たちみずからが決めた議会基本条例の理念に反するという点をまずは主張をしたいと思います。その上で請願事項の1から3にわたってお話を申し上げれば、請願事項の1については既に本日の受理番号第123号で質疑が交わされ全会一致になったように、既に議会としての意思は明確であると思いますし、2番の放射能汚染にかかわる国のあるいは東京電力の賠償責任の問題も、当局からもお話があったように、これまた既に明快に意思決定なされるべき内容であろうと思います。さらに、国に対する3点の要望、要請事項についても今までのるお話しがあったように、岩手県自身が再生エネルギーの拡大ということを含めて国に提案をしているその道筋に沿う内容でありますし、県民の命、それから暮らしという観点で言えば、私たちが結論を出さないことの積極的意味は全くないと私は思います。よって、これらの請願事項については採択をすべきものと主張をいたしたいと思いま

す。

○伊藤勢至委員 人それぞれいろんな考えがあつてしかるべきだと思います。私は、沿岸に住んで被災を受けた人間といたしまして、今回の全日本、オールジャパンの海を取り巻く地震、これはいまだに収束をしていないと思っております。先般も4日ぐらいですか、三陸沖地震マグニチュード 7.1 という大きな地震がありました。そのほかにも東海沖あるいは静岡沖、はたまた日本海の石川県、島根県などでも今までになかったような多発地震が起こっておりまして、その結果何が今太平洋側に起こっているかといいますと、いまだかつてなかった岩泉町小本の前に須久洞という定置網があるのですが、実はそこに45センチのタイが水揚げされておりました、これはいまだかつてなかったことであります。タイというのは、黒潮に乗かって本州沿いに北上してきてたまたま入るときはあるのですが、それでもせいぜい40センチぐらいのタイなのですが、今回入ってきているタイは45センチということで、これは海底の海水の動きそのもの、あるいは海流そのものが変わっているのではないかとされておりまして、まだ今回の地震は収束したとは思っておりません。したがって、まだ4カ月、もう4カ月という意見もあるかもしれませんが、これから5、6、7、8、9、夏が来て、冬が来て、そういう中にいろんなことがまだあるかもしれません。一方、私たちは決してこの放射能から逃げるとか、ふたをするとかそのように思っているわけではありませんが、議論はどんどんしていこう。だけれども、今イエス、ノーを出すのは拙速だということで、相手のこともおもんばかつてあえて結論を出さない結論というのがあってもいいのだと、このように思っているところでありまして、何でもかんでも打てば響くように出す結論が県民のためにはならないこともあり得る。したがって、全体に考えながら本当のこの現在の地震が収束をしたものであるのかどうか、地球全体がおさまったものであるのかどうか、そういうことも判定をしながらやっていかなければ間違いを起こす。そのように思いますので、間に合わなくて時間がないのであればこれを一たん決定をして、次なる任期を勝ち上がってきた方々にまた譲っていくのも、それも大人の選択だろうと思います。したがって、採択をしない結論を出すべきだと思います。

○佐々木順一委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 それでは、意見の表明を終結いたします。

それでは、先ほど御説明したとおり本請願は採決に入ります。本請願については結論を出さないとの意見と採択の意見がありますので、まず結論を出さないことについて採決を行います。

本請願は結論を出さないことに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐々木順一委員長 起立多数であります。よって、本請願は今回結論を出さないことに決定いたしました。

次に、受理番号第 125 号福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願についてを議題といたします。質疑、御意見があれば御発言を願います。

○斉藤信委員 受理番号第 125 号の福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願は、請願項目にあるように原子力発電をゼロにする期限を切ったプログラムを策定し、原子力発電からの撤退と自然エネルギーの本格的な導入を行うよう政策転換を図ることを求めるものであります。その他の項目については、最初に採択をされたものと同趣旨でありますので、私は1の(2)の中身について意見を述べたいと思います。

今回の福島第一原子力発電所の事故が明らかにしたものは何か。今までのさまざまな事故とは異質の、この放射能汚染が時間的にも、空間的にも、社会的にも広がる、今までのさまざまな事故とは異質の危険性を持った事故だったと思います。それは、何よりも原子力発電というのが安全性の確立していない危険な技術であるということをもと明らかにいたしました。一度事故が起これば放射能汚染の広がりを抑えるすべがない。そして、放射性廃棄物を処理処分する技術もない。私は、この安全性の確立していない危険な技術が原子力発電であること、そしてその原子力発電が世界有数の地震国、津波常襲地帯である日本の沿岸に集中立地をしているという、この異常さもまた今度の事故で明らかになったと思います。福島原発事故は、4基が同時に事故を起こしました。これは世界で初めてのことです。スリーマイル島の事故も、チェルノブイリ事故も原子炉1基の事故でありました。しかし、今回は集中立地で4基が同時に水素爆発やその他の爆発を起こして放射能汚染を起こすという深刻な事態に陥り、いまだに高濃度汚染水、この対策は全くとられていないという状態であります。

そして、こうした事故を起こした最大の原因は安全神話です。過酷な事故は絶対起こらないと、こう住民に説明をし、東京電力や国が全く安全対策をとってこなかった。これは国会で厳しく具体的に福島原発の地震対策、津波対策が指摘されていたにもかかわらずとって

こなかった人災であります。日本においては、安全な原子力発電はあり得ないというのが今回の福島原発事故が示した問題だと思えます。だからこそ福島県の当事者がこう言っているのです。これまで国及び原子力発電事業者は、原子力発電所が何重にも防護策がとられているとしてその安全性を主張してきました。しかし、そうした主張に対する信頼は今回の原子力発電所事故によって根底から覆り、原子力発電という巨大なシステムを人間が制御することの困難さ、そして一たん事故が起これば再び管理できるようになるまで相当の年月を要し、極めて広範囲に、長期にわたって甚大な被害を及ぼすことが明らかになりました。今回の原子力災害で最も深刻な被害を受けた福島の地においては、脱原発という考え方のもと、原子力への依存から脱却し、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図るとともに、省エネルギーやリサイクルなどを強力に推進し、環境との共生が図られた社会づくりを進める必要がある。事故の直接の被害を受けた福島県がこういう方向を打ち出しているわけがあります。

私は、先ほどの討論でも言いましたが、国内における再生エネルギーの潜在的可能性というのは、すべての原発の40倍、そして岩手の自然と資源というのは最も私は豊かな県の一つだと思います。原子力発電のこの撤退から自然エネルギーの本格的な導入に展開するならば、岩手県は新エネルギーの先進地として生まれ変わり、電力の自給率を画期的に高めることになるのではないかと。私は、今回の原子力発電事故を踏まえてこういう転換を勝ち取るためには、この請願の採択が極めて重要だと、このように思いますので、ぜひとも採択をしていただきたい。

○佐々木順一委員長 ほかに質疑、意見ありますか。

○高橋博之委員 先ほどの受理番号第124号同様、採択するべきであると思えます。やはり焦点になるのは1の(2)だと思いますが、この(2)についても先ほどよりも踏み込んだ表現になっておりますが、すぐにやめろだとか、いつまでにやめろという期限が書いておりません。したがって、この(2)についても方向性を説いております。県民に選ばれた議員として理念、哲学に従ってこの時点で判断するべきであると思えますので、採択をするべきであると思えます。

○工藤大輔委員 本請願につきましては、先ほどの受理番号第124号と同様の趣旨の請願であると思えます。そのような中、その内容につきましては今後の日本のエネルギー政策に踏み込んでいる内容もあり、我々はまたさらに調査や審議を進めながら適切な判断をするようにしていかなければならないのではないかと考えております。よって、より慎重を期すために先ほどの受理番号第124号と同様の対応をしていただきますよう、委員長において取り計らいをお願いします。

○佐々木順一委員長 そのほか意見、質疑ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 なければ質疑、意見を終結いたします。それでは、取り扱いに入ります。

受理番号第 125 号福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○及川あつし委員 当請願につきましても、先ほど審議未了と残念ながらなりました請願とは違い、しっかりとこの特別委員会において採択をし、議会の意思を示すべきという意見として申し上げたいと思います。

○佐々木順一委員長 ほかに御意見ありますでしょうか。

○伊藤勢至委員 私は、先ほどと同じ意思で一言お話をしたいと思いますが、今これに関して発言をした方々も、あるいはこの私も放射能というものがこの世に存在する限り自分が逃げられて他の人が逃げられる、そんな生易しいものではないと思っております。ただ、現状を見ましたときにもう少し議論をしながらやっていかなければ、性急な議論ではかえってそれが風評被害にもなりかねない。死者を 2 万 2,000 人ほど出した我々この沿岸地域が今立ち直るきっかけをつかみかけられるように頑張っている中で、こういうことで心配はわかります。だけれども、今はその時期でない。もう少し時間をいただいて、もうちょっと様子を見てから議論をしていただいたほうが、もちろん今まで言ってきた方々の御意見もよくわかりますが、被災を受けた地の者といたしましては、風評被害などをこれ以上いただきたくない、そういう思いから時間をもうちょっと置いていただきたい。そのように思うものでありまして、先ほどと同じ取り扱いをいただきたいと思います。

○佐々木順一委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 なければ取り扱いに関する意見の表明は終結いたします。

それでは、第 124 号と同様の意見が分かれておりますので、採決をいたしたいと思いま

す。

本請願については、結論を出さないとの意見と、採択の意見がありますので、まず結論を出さないことについて採決を行います。本請願は結論を出さないことに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐々木順一委員長 起立多数であります。よって、本請願は今回結論を出さないことに決定いたしました。

以上で請願陳情の審査を終わります。

次に、次回の委員会についてであります。次回は8月3日水曜日に、今後世話人会で作成する政策提言案をもとに、政策提言について協議し決定するために開催することとしたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、その他であります。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 なければ以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。